

第一百七十七回国
参議院法務委員会會議録第九号

平成二十三年五月十二日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月二十七日

辞任

外山 斎君

徳永 エリ君

五月一日

辞任

木庭健太郎君

五月二日

辞任

竹谷とし子君

補欠選任

平田 健二君

江田 五月君

補欠選任

竹谷とし子君

補欠選任

木庭健太郎君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

国務大臣

法務大臣

副大臣

法務副大臣

法務大臣政務官

最高裁判所長官代理者

最高裁判所事務

総局総務局長

事務局側

常任委員会専門

政府参考人

警察庁長官官房

審議官

警察庁長官官房

審議官

法務大臣官房司

法法制部長

法務省民事局長

文部科学省科学

技術・学術政策

局長

厚生労働省職業

安定局長

経済産業大臣官

房審議官

有田 芳生君

江田 五月君

小川 敏夫君

今野 東君

田城 郁君

平田 健二君

丸山 和也君

溝手 顕正君

森 まさこ君

山崎 正昭君

木庭健太郎君

井上 哲士君

江田 五月君

小川 敏夫君

黒岩 宇洋君

戸倉 三郎君

田村 公伸君

田中 法昌君

鎌田 聡君

後藤 博君

原 優君

渡辺 格君

黒羽 亮輔君

中西 宏典君

(被災者のための関係諸機関の連携強化の必要
性に関する件)

(流失した戸籍の再製データの運用開始時期に
関する件)

(改正後の施行状況から見た国籍法の評価に関
する件)

(原子力災害への政府対応に対する評価に関す
る件)

(被災地における民事法律扶助の活用に必要な
に関する件)

(検察官の倫理規程制定の必要性に関する件)

○民法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆
議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(浜田昌良君) ただいまから法務委員会
を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る四月二十七日、徳永エリ君及び外山斎君が
委員を辞任され、その補欠として江田五月君及び
平田健二君が選任されました。

○委員長(浜田昌良君) 政府参考人の出席要求に
関する件についてお諮りいたします。

法務及び司法行政等に関する調査のため、本日
の委員会に警察庁長官官房審議官田中法昌君、警
察庁長官官房審議官鎌田聡君、法務大臣官房司法
法制部長後藤博君、法務省民事局長原優君、文部
科学省科学技術・学術政策局長渡辺格君、厚生
労働省職業安定局長黒羽亮輔君及び経済産業大
臣官房審議官中西宏典君を政府参考人として出席
を求め、その説明を聴取することに御異議ござい
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(浜田昌良君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

○委員長(浜田昌良君) 法務及び司法行政等に関
する調査を議題といたします。

去る平成二十二年十二月四日の国籍法の一部を改
正する法律案に対する附帯決議に基づき、改正後
の国籍法の施行状況に関する件について、政府か
ら報告を聴取いたします。原法務省民事局長。

○政府参考人(原優君) 国籍法の一部を改正する
法律に係る参議院法務委員会における附帯決議に
基づき、平成二十二年十月一日から平成二十三年
三月三十一日までの間における改正後の国籍法の
施行状況を報告いたします。

まず、国籍取得の届出状況について報告いたし
ます。

平成二十二年十月一日から平成二十三年三月三
十一日までの間における改正法に係る国籍取得の
届出件数は五百八十件であります。このうち、改
正法の施行によって新たに国籍取得が可能となっ
た事案、すなわち、父の認知のみで父母の婚姻が
ない事案は三百三十九件となっております。

国籍取得の対象となる子の国籍については、
フィリピンが三百五十五件と最も多く、次いで中
国が六十四件、韓国・朝鮮及びタイがそれぞれ四
十一件、その他が七十九件となっております。

また、国内でされた届出は四百十九件、在外で
された届出は百六十一件となっております。

処理件数については、受理が五百五十三件、不
受理が十三件で、期末に審査中のものが二百六十
一件となっております。

なお、虚偽の国籍取得届をしたとして罰則が適
用された事案はありません。

次に、改正法の周知状況について報告いたしま
す。

国籍法の改正及び改正法に基づく国籍取得の要

件については、引き続き、法務局等における国籍取得の相談等において適切に説明しているほか、法務省ホームページ、ポスター、リーフレット等により周知を図っております。

次に、国籍取得の届出の調査方法について報告いたします。

法務省では、虚偽認知による不正な国籍取得を防止するため、届出人に対して国籍法施行規則の一部改正により見直した添付書類の提出を求めているほか、全国の法務局等において民事局長通達を発出し、国籍取得の届出に係る慎重な調査を実施しております。

具体的には、法務局等における届出の受付後の調査として、父母双方の出頭を求め、父母から認知に至った経緯等の聴取をするほか、必要に応じて、届出人や関係者に対する文書照会、現地に赴いての事情聴取、出入国記録の取り寄せなど、父子関係の有無を確認するための厳正な調査を行っております。

次に、関係機関との連携について報告いたします。

法務省民事局は、不正な国籍取得の防止及び虚偽の届出をした者の制裁の実効性を確保するため、全国の法務局等に対し、都道府県警察及び地方入国管理局との間で虚偽認知に関する情報を交換し共有する体制を整備するよう指示しており、法務局等は、随時、関係機関との情報交換を行い、慎重な調査に努めております。

法務省におきましては、今後とも、更に関係機関との連携を深め、虚偽認知に関する情報収集に努めるとともに、より慎重に調査を行うことにより、不正な国籍取得の防止に努める所存であります。

以上、御報告申し上げます。

○委員長(浜田昌良君) 以上で報告の聴取は終わりました。

これより質疑を行います。

○田城都君 民主党の田城都です。質問の機会を

与えていただきまして、ありがとうございます。私からは、福島第一原発の現地で働く方々の最近現出しております労働実態の諸問題についてお尋ねをいたします。

質問の前に、改めて、原発事故の現場で事態の収束に向けて全力で活動している東電及び協力会社の社員、周辺で活動する自衛隊員、消防隊員、警察官を始め関係する全ての皆様に深い敬意と感謝を申し上げます。

原発事故の現場では今も、この瞬間も東電、協力会社及びその下請会社の労働者が事故収束のために体を張って作業を行っております。放射線にさらされながら行うその作業は肉体的、精神的にも非常に過酷なものであるという事は私たちが想像する以上のものであると、そのように思っています。吉田福島第一原発所長を先頭に現場の方々はまだに命を賭して闘っておられ、士気も非常に高いとお聞きしており、頭の下がる思いでございます。

一方、そのような中で、大阪あいりん地区の労働者を女川での運転手の仕事だと偽って福島第一原発の敷地での作業に従事させたという事件が発覚をしております。この労働者は、当初は線量計すら与えられず、敷地での瓦れき撤去作業に携わったと報道されております。労働者を欺いて福島第一原発で働かせるなどの不心得な事業者をばっささせれば福島第一原発で働く人がいなくなり、事故収束作業が大幅に遅れることが懸念をされます。こうした行為は、職業安定法、労働基準法及び派遣労働に関する諸規則を無視した違法行為だというふうに思われます。今真剣に事態の収束のために活動している現場の方々や国民が大変な苦しみの中にいるときに、こうした火事場泥棒的な違法行為を許すことはできません。

国難とも言えるこの事態を乗り越えるべく皆が頑張っているときにこうした違法行為が起きている実態に対して、江田法務大臣の御所見をお伺いできれば幸いです。よろしくお願いたします。

○国務大臣(江田五月君) 福島第一原発の事故

は、委員おっしゃるとおり、本当にこれはもう我が国の歴史上もまれに見る大変な事故でございます。また世界的に見ても国際社会が注目している重大事故でございます。被災から二か月ですが、今なお行きつ戻りつし、一步一步前へ進んでいると理解をしたいと思います。時々、えっ、こんなところもまだあったかというようなことが、昨日も高濃度の水が海に流れていたというようなことが出てまいりました。そんな中で、委員おっしゃるとおり、現地で、とりわけ最近建屋の中に入って働く、作業をする皆さんが本当に命懸けで作業をしていると。頭を下げ、みんな感謝をしなればいけないと思っております。

そうした現場で働く皆さんの健康、安全、これに最大限の意を用いることは当然でございます。そして、私も所管というわけではございませんが、現場で働く皆さんに十分な線量計を着けずに作業をさせていたというような報道にも接しており、そうしたことがあってはならない。これは関係の皆さんに強く我々要請をしなければいけないことと思っております。

そんな中で、今委員が御指摘の大阪の方の人の採用についての報道がございました。これについては私も個人的には大変心を痛めるところでございますが、この案件そのものについては所管の方の方に聞いていただければ幸いです。

○田城都君 ありがとうございます。厚生労働省にも同様に伺います。大阪の件について、職業安定法、労働基準法及び派遣労働法に関する諸規則を無視した違法行為だと思われま。

さらには、月曜日の報道ステーションでは、テレビ朝日ですが、三人のJヴィレッジから原発に行きつて働く二十代の若者についての取材報道がありました。その一シーンでは、承諾書というふうな書いてありまして、この仕事を通じて白血病その他の病気にかかっても御社には一切責任を問いませんという内容の承諾書にサインをして、それで働いているというように画面にも映し出

されておりました。公序良俗に反するこうした契約は違法であることは言うまでもありませんし、現場で働く労働者を愚弄する行為であり、憤りを感じます。また、線量計も初めの三日間は持たされていなかったというようなこともその方はおっしゃっております。

このような実態について、厚生労働省はどのような対処をしているのでしょうか。例えば聞き取り調査などを行っているのでしょうか。していれば、聞き取り、どんな方に行っているのか、あるいはその聞き取り内容などについてお伺いしたいと思えます。よろしくお願いたします。

○政府参考人(黒羽亮輔君) 大阪労働局から本件の職業紹介を行いました西成労働福祉センターに確認いたしました結果、紹介を受けた二名につきまして、いずれも求人時に示された条件と異なる作業に従事されていたということが判明したということでございますが、本件につきましましては引き続き調査を続けていくところでございます。

個別事案の調査内容あるいは指導内容につきましてはお答えを差し控えるところでございますけれども、一般論として申し上げますと、職業紹介事業者、就業先の事業者、実際に業務に従事した労働者の方々から聴取を行って、その結果、労働関係法令に違反していたことが確認された場合には、都道府県労働局から厳正に指導を行っているところでございます。

今後とも、労働関係法令に違反する事案に対しましては、都道府県労働局において厳正に指導を行うとともに、労働関係法令違反の未然防止に向けて、事業者に対する労働関係法令の周知徹底を図っていくところでございます。

○田城都君 ありがとうございます。だまされて現場に連れてこられる、さらには現場では累積の被曝量カウントもままならない、今後の健康管理の保障もない。このような不信任感が蔓延した現場の状況では、よし、日本のために福島原発に行きつて働くかという気になっている人も引いてしまうのではないかというふうに思いま

す。

東電は、原発事故を六か月、長くて九か月で収束をさせるという工程表を発表しております。しかし、こうした現状が続けば、現場作業員を集めることは困難になり、ひいては工程表どおり作業ができなくなりませんか。もともと公明正大というか明瞭、明確な募集方法や事後の健康管理も含めて、どのように指導をこれからしていくのか、厚生労働省のお考えをお聞かせいたします。

○政府参考人(黒羽亮輔君) 先ほど御答弁申し上げましたとおり、労働関係法令違反のないように周知、指導を徹底してまいりたいと考えております。

○田城郁君 Jヴィレッジ内の労働者の安全確保のそのほかの所管は原子力安全・保安院だということにもお聞きをしております。現在、Jヴィレッジ内には何人の正規社員、下請社員、孫請社員等いらっしゃるのでしょうか。

現場での安全を確保するには、原発事故収束のために働いている人々、特に管理の行き届きにくい非正規労働者の労働実態や雇用状況を正しく把握しなければ、非常に大きな問題が出てくると思います。

福島原発で働く正規・非正規労働者数は何人なのか、あるいはまた、Jヴィレッジで働く非正規労働者の労働実態を直接聞き取る形でヒアリングなどを行っているのでしょうか、お伺いいたします。保安院の方、お願いします。

○政府参考人(中西宏典君) お答え申し上げます。

現在、Jヴィレッジというところで作業をやられている方及び福島第一原子力発電所の方で作業をやられている方々、そういう方の現状をちょっと我々も電力を通じてヒアリングを行っております。

現在、五月十日時点でございます、福島第一原子力発電所で作業をされる方、トータルで千七百二十三名、そのうち東京電力の社員の方が三百七十五名というふうに向つてございます。そういう

意味で、協力会社の企業の方の人数は千三百四十八名というふうに向つて認識しているところでございます。

そういう形の中で、原子力安全・保安院といったしましては、原子炉等規制法、そういう法令に基づきまして適切な管理がなされているというようなことの確認を取っているところでございます。

○田城郁君 適切な管理というお答えでしたけれども、例えばホール・ボディー・カウンタースか、はJヴィレッジに何台あるのか、あるいはどのような場所のところに移動してそういうものを測っているのかとか、その実態を教えてください。

○政府参考人(中西宏典君) お答え申し上げます。

現在のところ、福島第一原子力発電所で作業を行っているいろんな方の作業の結果、被曝をされるというふうなことがございます。そういった作業員の方々の放射線管理という形で、ホール・ボディー・カウンタースというものを、今委員御指摘のように、いろんな管理をやっております。現在のところは、福島第一原子力発電所で作業をされた方は、小名浜にございます東京電力のコールセンターというところに移動式のホール・ボディー・カウンタースを、これはまだ現在のところ一台でございまして、これを設置いたしまして、作業をやられた方々、最近の管理を強化される中では一月に一回、ホール・ボディー・カウンタースでの計測を行い管理をするという形になってございます。

さらに、このような作業がどんどん進んでまいりますので、新しく東京電力第一原子力発電所関係の作業でホール・ボディー・カウンタースの計測をするための機器の拡充をするというふうに向つてございます。

○田城郁君 その結果、例えば先ほどの報道ステーションの中では、三人の方のうち一人は三月中旬から一か月半ぐらいもう勤務をしていて、二百五十ミリシーベルトの半分の既に百二十ミリ

シーベルトの被曝をしているというふうなこともお話をされていましたが、今、二百五十に上がりましたけど、理想的には百ミリシーベルト、ここを超えている方々は何人ぐらいいらっしゃるかと。

○政府参考人(中西宏典君) 今お問い合わせの百ミリシーベルトを超えている作業員の方、現段階、昨日段階で三十名の方が百ミリシーベルトを超える被曝をされております。

○田城郁君 三十名という、結構随分前から三十名というふうな人数で私はいろいろな会議の中で聞いているんですが、それを超えていないということですか、現時点で。

○政府参考人(中西宏典君) お答え申し上げます。

まさに御指摘のとおり、三十名という数字、かなり早いタイミングではその数が急速に増えてきたのは事実でございます。しかしながら、これは三月の三十一日、保安院の方から東京電力さんに付しまして、現場での放射線管理をしっかりと充実させるべきというような指示をやっております。それに対する正式な返答を五月二日付けで東京電力より受けてございます。

そういう保安院と東京電力の関係の中で、最近の被曝量の管理はかなり徹底されてきているというふうに向つて認識してございます。

○田城郁君 ありがとうございます。

一刻も早く事故の収束を図るには、現場で働く方々の労働環境、心身の安全の確保、十分な賃金、命を賭して日本のために働くその方々に一生涯の健康管理と、特に非正規労働者には例えば一生涯の安定した雇用を確保するとか、そういうことが私は必要ではないかと、安心して誇りを持って働いていただく処遇が必要だと、そのように思います。そのくらい大きな仕事をしているんだと私は思います。

二十五周年のチェルノブイリの、今年の四月です、大統領から、当時のチェルノブイリの事故収束に当たった十六名の方が勲章を授かったとい

うニュースも聞いております。そのくらい大きなことを今の福島原発で働いている方々はしているんだということを是非肝に銘じていただいて、しっかりと管理をお願いしたいと思っております。厚生労働省の皆さんも含めて、今繰り返しませんけれども、不当な派遣に関する募集の仕方などないようには是非よろしくお願いをいたします。

最後に、この件は法務大臣に通告しておりますが、大変申し訳ないんですけれども、この場になじまないというところは重々承知の上で、私が、参議院議長を経験され、法務大臣として内閣の一角を占めている江田大臣に是非お聞きしたいなというふうに向つては、ずつとこの問題にかかわっていると、各省庁の所管、所管がありまして、私たちはこまです、こまです、こまですという中でばっかり真ん中に穴が空いて、その穴の中でいろいろな問題が、今日、今まで話したような問題が起きているなど。そこを埋めるのは、機構上、官僚の皆さんに求めるのはやはり無理なのかという気もいたしました。やはり政治家がそういうことも、穴を埋めていくという作業は政治家の責任でやることではないかなというふうにも思つた次第であります。

そういう中で、各省庁にまたがる福島第一原発の収束、冷温停止処理には長い年月と多くの労働力が必要ですが、どう推移していくかも含めて検証をしていく必要もあると思います。また、周辺の広大な汚染地域の今後どうしていくのかという問題等、課題は山積をしております。

これは本当にもう突然のことです。昨日、今日、この質問を考えた中で、これらの問題を扱う、例えばですが、福島第一原子力発電所問題に関する特別委員会とか、そういうものを参議院につくって、しっかりと検証、監視をしていくということが必要ではないかと。本当にこれは全然大臣がお答えになるような内容ではないんですが、感想とかで結構ですので、お答えいただければ幸いです。よろしく申し上げます。

○国務大臣(江田五月君) 田城委員の問題意識を私も共有をしたいと思えます。

各省庁の間でばっかり落ちてしまふところもあると。まあボテンヒットといいますが、ヒットではないですね、この場合は。というようなものもあるし、それから三権分立の間でばっかり落ちることがあるいはあるかもしれない。本当に私も、国民の生命、身体、安全、財産、そうしたものに責任を負っている立場として、常にこの日本国という国がどう役割を果たしているかなきやいけないかということを政治家は考えていかなきゃいけないと思っております。

今、福島原発のことでおっしゃれましたが、例えばあいらん地区の労働者のこの働かせ方は刑法罰法令に違反するのではないかと。といったこともあって、そうすると、これは刑法罰法令なら法務省だけど、その刑法罰法令の基を取り扱っているのは、これは経済産業省であつたりあるいは厚生労働省であつたりと、それでばっかり落ちるというようなこともあるかと思ひますし、また福島第一のこの経過については、政府の方も調査委員会をかなりしつかりしたものをつくつてやっていかなきゃいかぬと思ひますが、同時に、国会においてもそうした議論を仄聞しておりますので、これはもう国会でどういう特別委員会をおつくりになるかというのには全く私が言うことではないんですが、ひとつみんなで議論していけばと思ひます。

○田城郁君 突然の質問で申し訳ありませんでした。ありがとうございます。

○有田芳生君 有田芳生です。おはようございます。

法律というのは、言うまでもないことですけれども、私たちの日常生活に深い関係があるものですけれども、しかし、なかなか直接自分が何かにかかわつてみないと分からないようなことがあるというのでもまた残念ながら法律を取り巻く様相だというふうに思ひます。

例えば、前回この場所で議論をされた非訟事件についても、法律をかじった人たちに話を聞けば、こういうことだ、大事なことだということば言つてくれる人もいるんだけれども、例えば一般のところで非訟事件について知つてるといふに言いますと、えつ、砒素事件といううな反応が来るのが残念ながら現実だとすると、前回前川議員が指摘をされたように、法律というもののあるはその条文というものがもつと国民に身近なものに変わつていく必要があるだろうということを常々考えております。

一方で、科学技術が発達する中で新たな、犯罪の質の変化というのがあるというのは、例えば今から十六年前のあの地下鉄サリン事件においても、第七サティアンというところのクシティガルバ棟などと言われた小さなプレハブ小屋でサリンが作られて、それが実際に地下鉄の中で使われて大きな事件を起こしたというふうには、やはり現代というのは、科学技術の発達によつて事件の質そのものが変化しつづつてあるというふうにとらえるべきだといふふうに考えております。そうしたときに、新しい事件の質が生まれていくのか、あるいはそこに法律がいかに対応していくのか、あるいは先駆けてどのように対応していくのかというものが現代的な課題であらうといふふうに考えております。

私は、今日はストーリー事件と時代の新しい課題について質問をしたいといふふうに思ひます。実は、昨日、午前十一時から東京地裁五百三十一号法廷で、統一教会信者がストーリーカー事件を起こしたその初公判がありました。まず、この事件の概要について、警察庁、御説明をただけますでしょうか。

○政府参考人(鎌田聡君) お答えいたします。

お尋ねの事件についてでございますけれども、被告人である男性が、かつての婚約者である女性に対する恋愛感情を充足させる目的で、女性の父親が使用していた自動車の底部にGPS機能付きの携帯電話機をひそかに張り付け、車の位置を測

定して父親の立ち回り先から女性の所在を推測する等の方法により、平成二十二年六月ころから同年十一月ころまでの間、五回にわたり女性を待ち伏せしストーリーカー行為をしたと、こういう事件でございます。

○有田芳生君 統一教会、正式名称は世界基督教統一神霊協会。この特徴というのは、日本の世間からすれば、霊感商法を信者たちがやつていてというイメージと、あるいは一九九二年ですが、歌手で俳優を務めていらした桜田淳子さんが合同結婚式に参加をするという、そういうことで広く知られるようになりました。

合同結婚式というのは、正式名称では国際合同祝福結婚式。教会の内部では祝福といふふうに言われているんですけども、今御説明があつた統一教会の信者は、二〇〇七年二月二十二日、韓国で行われた合同結婚式に参加をいたしました。ですけど、世間で言う合同結婚式に参加をしたから結婚したといふことではなくて、これは宗教上の結婚でありまして、籍を入れない段階でした。そして、日本に戻つてきてその逮捕された信者の相手の女性が脱会をされた、つまり統一教会をやめられた。そこで、しかし、恋する思いというのがなかなか晴れないといふことで、今御説明があつたように五回にわたつて付きまとい行為を行いました。

そのとき、大事なのは、被害者のお父さんの車に携帯電話を取り付けたんですよ。携帯電話のGPS機能がありますから、そこにバッテリーをくつつけて、韓国製のバッテリーをくつつけて長時間使用することができるよう形にしておいて婚約者がどこにいるかといふことを探し求めたんです。ですから、五回にわたつて新宿とか杉並とかいろんなところで先回りして、びつくりするよ

うなところにいる男性がいるといふことで恐怖を覚えた。で、その女性たちが、何しに来たんだといふことで、あるときには一一〇番通報をして、そしてその逮捕をされた男性は、いや愛しているんだといふようなことを言つた。それが繰り返さ

れたことによつて、恋愛感情があることによつてストーリーカー規制法違反で逮捕をされたといふ経過なんですよ。

問題は、付きまとい、その繰り返しであるストーリーカー行為で逮捕をされたんですが、GPSを他人の車にくつつける、そしてそのことによつてその人がどこに移動してどこにいるんだらうかといふことを確認すること自体、これは法的に違反じゃないといふんですが、警察庁、いかがなんでしょうか。

○政府参考人(田中法昌君) ストーリーカー法の対象となるためには、恋愛感情その他好意の感情といふものが必要であります。ただ、それがない場合でありまして、一定の付きまとい行為等をしたことによつて軽犯罪法あるいは迷惑防止条例違反として検挙することが可能な場合はあります。しかしながら、GPSを設置する行為自体を禁止した法令はございません。

○有田芳生君 ですから、例えばGPSを他人の車にくつつける、それが例えば自宅の駐車場に入り込んで付けたということが分れば建造物侵入といふことで検挙をされることになるんだけれども、例えばコンビニエンスストアなんか車を駐車していたときに何者かがGPSを付けたならば、それはもう今の法律においては問題にならないわけですよ。そういう理解でよろしいわけですよ。

○政府参考人(田中法昌君) GPSを公開の場所で行う行為自体は禁止されておらない、法令で禁止されておらないといふことでございます。

○有田芳生君 そういう現状の下で、いろんなところでそういう使用がされていたり、あるいは最近分かつた事例では、携帯電話を壊して、その中のGPS機能だけを取り出して小さなたばこの箱のようなものに入れて、それをある特定人物の車にくつつけて付いているといふような件も発覚しているんですよ。

だから、今の現状では、法律では、付いては、あるいはそれで居場所を確認するだけでは

法律的にはなかなか難しいんだけど、じゃ、しかし、ストーカー規制法だと恋愛感情なんです、そうではなくて、例えば江田大臣どうなさっているかなという気がした人がいて付けたらすれば、それはもう法律的には何ともしようがないわけなんですよね。

それで、警察庁にお伺いしたいんですけども、例えばストーカー規制法だと恋愛感情がなければいけないわけですけども、そうではなくて、例えば恨みだとか、あの人の関心があるとか、そういうことによって、例えば迷惑防止条例で、GPSを設置した、そしてそのことによって特定個人のプライバシーを探索した、そのことで検挙されたケースというのはありますでしょうか。

○政府参考人(田中法昌君) 御指摘のような事件が存在するかどうかにつきましては、警察庁においては現在のところ把握しておりません。

○有田芳生君 そうすると、迷惑防止条例については各都道府県がどのようにつかんでいるかということが警察庁には来てないということなんですよけれども、軽犯罪法違反として、GPSを設置する、あるいはそのことによって他人の、第三者のプライバシーを侵害するということで検挙されたケースというのはありますでしょうか。

○政府参考人(田中法昌君) 軽犯罪法においても同様でございます。検挙件数あるいは認知件数等については報告ございますけれども、その各それぞれがGPSを使用していたかどうかというところについては報告を求めているかどうかわかりませんが、あるかないかも含めて把握しておらないということでございます。

○有田芳生君 つまり、新しい課題だというふうに思っていますよね。

去年の秋でしたか、菅総理と江田大臣が食事をされて、多忙な中で本当にほっとされて、それで、その後に銀座のビルの地下にある小さな安いバーに行かれた。それは、私も年に一、二回行くからよく分かっているんですけども、そういう

のだって総理や大臣なんかのやっぱり行動ですから、世間には注目されて、次の日には新聞に載りました。だけど、そうでなく、先ほども少し触れましたけれども、大臣がお休みの日に例えば釣りに行ったとか、いろんな私的な行動をするときに、江田五月さんはどうしているんだろうかというところでございまして、これは法律に問われないということになってくる。

そういう現実があるということについて、大臣、どのようにお考えですか。

○国務大臣(江田五月君) 私は、なるべく情報公開というんで、毎日の活動もホームページ上、活動日誌になるべく書くようにしております。プライバシーも含めて誰に見られても後ろめたいことはないようにしているつもりではございますが、それでも全てを書いているわけでもないし、やっぱりどこへ行っているか常に誰かに監視されている、これが町中の、何というんですか、防犯カメラなどは最近ほとんどどこに設置されているという気もしますが、誰かに監視されているというのとはやっぱり嫌なことであるし、そういうことのない社会の方がいいと、本当にそう思います。

その上で、やはり時代が変化していく中で、新たな類型の行動、一般的にある一定の類型の行動があつて、これに対して何らかの対処を法的にしていかなきゃならないようなことが生じてくる、これはもう委員おっしゃるとおりでございます。私のこれまでの経験でいえば、現代社会というものが抱える様々な病理現象にやはり対処していこうということ、この十数年でしようかね、この間に、一つはストーカー防止法、一つはドメスティック・バイオレンスの関係の法令、もう一つがチャイルドアビュースですね、子供の虐待、こういうものができてきたということがありまして、この新たな仕組みというのを更にもっとブラッシュアップしていかなきゃいかぬというんで今いろんな議論が行われているというように認識

をしております。

そんな中で、今のGPSですが、ただ、これという形で犯罪として取り締まるようにするのがいいのかというのは、甲論乙駁、様々な議論がございまして、しかし、故なく人の住居に入っちゃいけない、故なくということ、今住居侵入というの、たしか改正後も故なくですかね、だと思えますけれども、そういう格好で作っております、故なくというのは本当はあんまりはつきりしない。しかし、それは社会通念上分かるだろう。じゃ、GPSだって故なく付けちゃいけないというようなこともあるかもしれないし、いずれにしても、委員の今の問題意識というのは貴重な問題提起だと思っております。

○有田芳生君 恋愛感情に基づくストーカー行為だけではなくて、付きまとい、尾行、嫌がらせというようなケースが、この社会に残念ながら存在するということになってくると、やはり様々な事件が起こる可能性がある。例えば、一九九九年、埼玉県の上尾市で当時二十一歳の女子大生がストーカー行為の果てに殺害をされたという事件があつて、それで世論が高まりストーカー規制法というものができたという経過になりました。

ですから、今の現状の下では、公の空間あるいはコンビニエンスストアなんかで、例えば江田大臣の車にGPS機能が付いたものを設置するとかになると、そこで法律に問われないという現状があるとするならば、だから、それが横行した場合、やはり何か大きな事件が起きて、あつ、こんなことがきっかけになって事件が起きたんだということにならないと再び法律が変わっていくのかということ、何とか新しい政権で克服していかなければいけないと思うんです。

そこで、私は世界中いろいろ探してみただけですけども、やはり大臣がおっしゃる通りに、そういうGPS機能などを規制する法律というのはなかなかない。だけど、先進国の新しい時代の課題として考えたときに、一つ、アメリカのカリフォルニア州でそういう法律がありました。

これは、警察などが公の目的で使う場合、あるいは日本でも徘徊老人の方とか自分のお子さんがどこにいるのか分からないと、そういうときに合意の下でそういうものを付けるのは、これは日本でも今でも問題にはならないんですが、カリフォルニアの場合も、そういう合法目的あるいは同意がある場合以外に、第三者が自然人の位置や移動を監視する目的で電子追跡装置、これはGPS機能だけではないんですけども、電子追跡装置を使用することを禁じているんですよ。それをもしつけた場合、六か月以下の拘禁又は千ドル以下の罰金が科せられる。日本というところ、カリフォルニア州が禁じているのは、私立探偵なんかそういうことをやることが発覚した場合には免許も取り上げられると、そういう法律がある。だから、そう考えると、やはり時代に合った新しい課題を解決するときにこういつた方向もひとつ考えるべきではないかというふうに思います。そのことについて、江田大臣のお考え、そしてまた、そういうことが可能だとすれば、新しい法律が必要なのか、あるいは現行法規に何かを付け加えればこれを解決できるのかというその御見解を伺いたいというふうに思います。

○国務大臣(江田五月君) 先ほど故なくと申しましたが、ちょっと私の法律の知識も古いんで、その後刑法改正されて、「正当な理由がないのに」とより分かりますよってあるので、その点だけ訂正いたします。

ストーカー防止法の場合も、初めは結構漠然とストーカー、付きまといを防止する規制を作ろうというところから議論はスタートをしたんですね。しかし、やっぱり単に付きまといについて、付きまといというように、付きまといとわれる方からは付きまといでも、付きまとい方からいうと、いや付きまといじゃないんで、いろんなこういう理由がある、ああいう理由があるという場合もあるからというんで、大変に我々議論をいたしまして、「恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足」

というようなまどろっこしい文章を付けてやっていくわけで、その辺の議論というのはやはりしていかなくないかならうと思います。

カリフォルニア州での規制について御紹介がございました。私は今ここでこの資料を見ているだけしか知りませんが、GPSの場合もあるし、それから最近では例の盗聴装置ですかね、そんなものもありますし、個人の生活の平穩に対する正当の理由のない侵害というのはいろんな形があるだろうと思うんですが、そうしたものを刑罰法令で守るのがいいのか、あるいはほかの方法があるのか、これはいろいろ議論をしていきたいし、また法改正なのか新法なのか、これは恐らくその先に出てくる議論だろうと思いますが、いずれにしても委員と一緒に勉強していきたいと思っています。

○有田芳生君 私の周りでも知人がそういうGPS機能付きのものを付けられて、探してみたらごろごろ出てくるというようなことになってくると、私の身の回りでもそういうことだということ、日本全国だと様々な問題がこれから発生する可能性があると思いますので、せっかく実現した政権交代ですから、新しい課題にチャレンジすると、そういうことを大臣もあるいは私たちがやらなければいけないということを強調しまして、質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。

○森まさこ君 自民党の森まさこです。

東日本大震災から昨日で二か月がたちました。二か月の昨日、天皇皇后両陛下が福島県に来県され、福島市、相馬市などの被災者を励まされ、県民に大きな勇気を与えていただきました。一方、福島県では、昨日段階で今なお五万九千人が県内外で避難生活を余儀なくされています。原発事故は一向に収束せず、県内の農業や漁業、林業、観光など、全ての産業に暗い影を落としています。

その中で、昨日また汚染水が漏れていたというニュースも出ました。十一日に汚染水が三号機から海に流出しているということが発見されたけれ

ども、いつから漏れていたかは不明ということでございます。いつから、どのぐらいの濃度の、どのぐらいの量の汚染水が漏れていたのかも分からないという事態に県民は大きな不安にさいなまれています。県民の願いは、自分たちにかかわる、自分たちの命と健康にかかわる情報が欲しい、正確な情報が欲しい、これが当初からの願いでございます。

十日には、原発直下の地域の浪江町の木材業界の方々が我が党の谷垣総裁のところいらつしやいまして、るるお述べになりました。浪江町の方、十日現在、いまだに一銭も現金をいただいていない。東電からの一世帯百万円、赤十字からの義援金三十五万円、県からの五万円、町からの二万円、どれも一銭も手元に届いていないということなんです。二か月もこの支援金、義援金がない中で、非常に皆さん、憲法の二十五条の最低限度の生活、これができないような状態を送っているらつしやると、二か月間たつてもそうであるという現状の中で、金員もそうなんですけれども、正確な情報、これを下さいというのが皆さんの切なる願いなんです。

しかし、これまで政府は、原子炉の状態と現在及び今後の対策について、正確かつ迅速に情報を開示してきたとは言えないと思います。

例えば、大気中に放出された放射性物質の拡散は、地形、天候による影響が大きく、モニタリング結果や原子力安全委員会による放射性物質の拡散を予想するシステムであるSPEEDIの試算結果を迅速に公表していれば、市町村の避難時の参考になり、早急に適切な避難範囲を指定することができたと思いますし、何より住民たちが自らの命と健康にかかわる情報を提示されるということとで自分たちで判断することができたというふうに思います。

政府は、今月三日からようやくSPEEDIのデータを全面公開をしました。SPEEDIによる試算約五千件はこれまで未公表であり、その理由について、細野豪志首相補佐官は二日の会見で

国民がパニックになることを懸念したというふうの説明をいたしました。これは私は違うと思うんです。試算結果を迅速に公表することは国民の知る権利、これに資することではないかというふうに思います。

この点について、文部科学省から事実についての説明と、それから、その点についての法務大臣の御見解を伺いたいと思います。

○政府参考人(渡辺格君) 御説明申し上げます。今回の事故では、原子炉からの放射性物質の放出量が把握できず、本来の意味での放射能影響予測を行うことができませんでした。しかしながら、その後モニタリング情報からの放出源情報の推定が可能になったことにより、原子力安全委員会がその計算結果を三月二十三日以降数回にわたって公表しているところでございます。また、放射性物質一ベクレルが放出された際の計算結果について、四月二十五日以降原子力安全委員会のホームページにおいて公開してきているところでございます。

これらに加え、文部科学省、原子力安全委員会及び政府原子力災害対策本部事務局である原子力安全・保安院等においては、それぞれの検討作業用に様々な放出量を仮置きした試算を行っておったところですが、これらについても全て公表することとし、五月三日以降順次公開を進めているところでございます。

○国務大臣(江田五月君) SPEEDIについての御質問ということになりますと、これは残念ながら私どもが所管せず、また詳細も承知していないので今の担当の方のお答えに代えさせていただきます。

より一般論として申し上げますと、こうした原子力発電所事故というのは本当に我々経験したことのないことでございまして、手探りで前へ進んでいるという状況が確かにあるのは事実なんです。放射性物質がどう飛んでいくのかというその可能性をいろいろ探っていくというものが取りあえずSPEEDIというものであったんだらう

と。現実には、飛散した放射性物質がある程度はつきり分かってくる、それでこれが単なる可能性でなくても少し現実のデータになり得るということ、今のような公表ということにだんだんなってきたのだらうと思います。

当初の段階でいろんなデータが可能性のデータ、ところが、可能性というだけでそれが現実だというふうには理解をされず、今度は必要に応じて情報が起きてしまおうということも心配をして、情報の正確性の問題、そしてそれによって起きる様々な不自由の享受の可能性の問題、こうしたことを総合勘案しながら適切な情報提供というものに努めて、手探りでやってきたと。しかし、なるべく速やかにやってきたというのがこれまでのところだと思えますし、これから更に一層、情報が適切に開示できるようにしていくと思っておりますし、そうしたいと思っております。もちろん、法務省所管をちよつと超えた答弁でございます。

○森まさこ君 私、法務大臣の方には知る権利を害していないのかという質問をしたんですけれども、今、文科省の方が何か説明をいたしましたけれども、はつきりしませんでしたけれども、要するに、SPEEDIの結果は五月の三日になってからやつと全部、五千枚が出たんですよ、本当は六千五百枚ぐらいあるらしいんですけどね。それまでは、それまで随時とかんとか言っていました。二枚しか出していません。三月二十三日に一枚、四月十一日に一枚の二枚だけです。私はこれが国民の知る権利を害するのではないかと今ふいに言っているんです。知る権利というのは、国民がその必要とする情報を妨げられることなく自由に入手する権利ですよ。

このSPEEDIというのはとてもすばらしいシステムで、全国の原子力施設の炉型や周辺の地形などがデータとして組み込まれていて、原発事故が発生して放射性物質が放出されると気象庁のメダスと連動して風向や風速、気温などから放射性物質の拡散を計算して図形化し、最大七

十九時間後までの飛散を予測する能力を持ちます。この所管は文部科学省で、傘下の財団法人原子力安全技術センターが運用しているんですけれども、これは、そこから専用回路で政府の原子力安全委員会、そして関係省庁、都道府県の端末にリアルタイムで情報が送られるんですよ。それを基に関係自治体が住民に、住民にです、放射線警報を出すシステムになっているんです。これは、原子力災害危機管理関係省庁会議が作成した原子力災害対策マニュアルに載っているんです。

そして、文部科学省は、原子力災害法、原災法、この第十条に基づいて、震災当日、三月十一日の十五時四十二分に十条通報、この電源喪失を報告する通報ですけど、これを出している。そうすると、その後マニュアルどおりにSPEDIは緊急モードで動き始めて、十一日の当日の十七時ですよ、この通達が出されてから約一時間後にはもうスタートして、それから一時間ごとに拡散状況を計算して、そして端末に送っていたんです。都道府県にも送られていたんです。

これは、当時もう決まっていた流れですと、そのまま住民に送られるべき情報なんです。これがずっと送られていなくて、随分たつてから二枚だけ出されて、そして結局、飯館村や川俣町などの非常に、三十キロよりも外でも放射線量が濃い地域が計画的避難区域ということで、四月十一日、震災一か月後になってから避難してくださいというふうなことを言われたんですけど、もうそこまでの間に被曝をしたわけですね。これについては、やはり私は知る権利を害していると思います。

知る権利は、自分の命と健康、そういう必要な情報について妨げられることがない権利なんです。しかし、先ほどのこの法律にのっとった手続では、妨げられることなく住民に行くようになっている。どこで妨げられたかと申しますと、福島県の災害対策本部、ここまで端末に行っていたんですよ。しかし、福島県の災害対策本部はこう

言っているんですよ。原子力安全委員会が公表するかどうか判断するので県が勝手に公表してはならないとくぎを刺されました。そして災害対策本部、県のですよ、県の災害対策本部の中では県職員が、これは本当は言わなきゃいけないんじゃないか、みんな本当に非常に苦しい思いしながら議論しながらずっと来たという、そういう現実があるんですよ。

法務大臣、もう一度伺いますけれども、これは県民の、国民の知る権利を害していないでしょうか。

○国務大臣(江田五月君) 森委員が今詳しくお調べの上で御質問されたことなので、そのことを私がそこは正確とかこれは違うとか言う立場にいるとは思いません。思いませんが、私としてはこれは法務省を所管しております、法務省としては今のお話のようないことについてまさにもう知る立場にないのをごいまして、それがどういいう情報でどういいう効果を持っておるものなのか、そうしたことはさっぱり私の方では評価できませんので、申し訳ありませんが、これはやはり所管の省庁の方に聞いていただくほかはないと思っております。

一般論として、国民の知る権利が大切な権利であるという、そのことは私も同意をいたします。○森まさこ君 それでは、大臣、質問いたしますが、大臣は前回の私のこの法務委員会の質問に対して、政府の原子力災害対策本部のメンバーであると答えになりました。三月十一日当初からメンバーであったと、そして十三回の会議に全部御出席なさったということでございます。

この原子力災害対策本部において、このSPEDIの情報がメンバーに知られることは一度もなかったんですか。

○国務大臣(江田五月君) 原子力災害対策本部について、全閣僚が構成員となっている、現在はそうなんっておりますが、いつとき全閣僚構成員ということではなかった時期もございます。しかし、私は、緊急災害対策本部の会合と一緒にいるのは隣

接して行われていましたので、全てに出ておりました。その中でSPEDIのデータがその出席者に開示されるということはありませんでした。

○森まさこ君 それはおかしいですね。これ、このペーパーに、これは国のホームページから取りましたけれども、原子力災害対策本部というのは原子力災害に対して一番トップの統括する会議ですよ。このSPEDIというのが国のシステムで、原子力災害の被害地域について、国民の税金を何十億も投入して毎年毎年作られているもの、これがこのトップの会議で一度もこういうシステムがあるということ自体もメンバーに知らされていない。じゃ、一体どこがこの情報を握っている、どんな権限で住民のその知る権利を握り潰したんですか。

私は、法務大臣がこの災害対策本部に出ていらつしたというふうな前回お答えになったから、このSPEDIのことが発覚した後、きつと大臣でしたらば、そのことを聞いて、法務大臣としてですよ、いや、それはやはり知る権利の上でも重要な情報だからということに災害対策本部の会議で発言していただけた、そのために全省庁の大臣が入っているんじゃないんですか。

もう一度伺いますけれども、SPEDIという、それ名前は別としてですよ、そういうた放射線量について予測するシステムが、この物すごく高価な、物すごい高い技術の機械が政府にあって、そしてその情報が政府にあるということをお聞きになったことがありますか。

○国務大臣(江田五月君) 原子力災害対策本部の会議というのは大きな方向について協議して決めますが、個々の省庁がやっている対策については概略の、概略というかな非常に大まかな報告をいただいたりしますが、それも常に報告があるわけではございませんし、文部科学省がSPEDIということについてはこういう取組しているというふうな報告はいただいております。資料がかなり付いておりますので、ひよつとしたらその資料の中に入っていたかもしれませんが、私の見落とししか

も分かりません。

いずれにしても、私自身にも、このSPEDIというのがこんなすごいシステムでこんなに貴重なデータがあるんだと言われても、それは私が判断することと申し訳ないけどできませんので、やはり担当の省の方に聞いていただかなければちよつとお答えのしようがございません。委員の私に対する御発言は私への叱咤激励だと受け止めてさせていただきますが、ちよつとお答えとしてはそれ以上申し上げるわけにいきません。

○森まさこ君 知る権利について一般的にお伺いいたしますけれども、放射線量の情報が政府にあったのに住民に知らされていないという事実を知る権利を害するものだと思いますか。

○国務大臣(江田五月君) それはやはり、その場合場合によるんじゃないでしょうか。情報公開というふうな制度もありますし、一般に国民への広報という形で常に記者会見などでオープンにしていなければ知る権利を害しているということになるかどうかというのは、やはり事案によるのではないかと思います。

○森まさこ君 知る権利がもしあったとしてそれを、知る権利はあると思いますね、これは憲法二十一条から派生する権利、知る権利はあるんですが、それをいつ、侵害することの正当な理由があるかと、正当な事由として許されるかと。表現の自由の場合には急迫かつ現在の危険がある場合ですけれども、知る権利、知る権利というのがどういうときにそのように政府によって妨げられることが正当されるかと思っております。

○国務大臣(江田五月君) これも大変恐縮なんですけど、私は法務省を所管している法務大臣でございますが、今のお話は憲法解釈の問題なんだろうと思っております。憲法解釈について内閣を代表して答弁をする立場に私は少なくともおりません。

これが内閣法制局長官であるのか、あるいはそうでなくて官房長官がその任に当たっているのか、これが今議論の最中でございます。今の内閣では官房長官ということになるんだと思いますけれども

も、大変申し訳ありませんが、表現の自由の今のクリア・アンド・プレゼント・デンジャー・テストという話されましたが、それと同じように、知る権利というのが憲法上二十一一条から派生して出てくるということがあります。知る権利自体が憲法上の、どういいますか、条文に直接に根拠を持つ権利とまではなかなか言えないので、その辺まだいろいろ流動的なところもあると思うんですが、これもちよつと憲法解釈に踏み込み過ぎたかもしれません。申し訳ありませんが、その程度で御勘弁願いたいと思います。

○森まさこ君 このことについて、今、計画的避難地域の方々、五月二十二日までに引越せよと言われて、大変関心の高い事柄だと思います。お一人の方は、地元の新聞によると、今更避難しろか、これまでもつと高い放射線を浴び続けているんじゃないか、そういうふう述べておられるんですね。爆発したときに一番高い値が出て、今現在上から降ってくるものはほとんどありません。これからどんどんどんどん減っていくんです。そのときになって、今まで浴びさせておいてこれから避難しろって、これまで築き上げてきたいろいろな生活、仕事、教育、そういうものを全て投げ出して避難しなければならぬ。まだ避難先も国から明確な提示もないものでござい

ます。

私たちは、この国に生まれて、そして真面目に働いて税金を納めてきたその国民が、先ほどのように最低限度の生活を支えるような支援金、義援金もまだ二か月たつてもいただけない。そして、知る権利も侵されている。正確な情報もただけてこなかった。この状況を決してやはり見逃すことはできないんです。

是非、政府が、大臣が力を合わせて、担当省庁がどうだ、そういうことを言うのではなくて、立派な対策本部があるんですから、全般的にこれをこうしたらどうなるか、末端の避難民や被災者は担当省庁なんて関係ないんです。そして、担当省庁と言ったことによつて結局何も進んでいない

です。二か月たつてから、情報もない、金もない、そういう状況が続かないように強く要請をしたいと思います。

次の質問に移りたいと思いますが、放射能の被害についての風評被害等に対する法務省の対応について御質問したいと思います。

文部科学省の方はここで御退席されても結構です。

○委員長(浜田昌良君) 文科省渡辺次長、退席いただいて結構です。

○森まさこ君 新聞報道等によれば、原発事故のあった福島県からの避難者がホテルで宿泊を拒否されたりガソリンの給油を拒否されるといった事案のほか、小学生が避難先の小学校でいじめられるなどの事案があったとされています。

放射線被害についての風評被害の件で、件数など、法務省として把握していることはあるのか。それから、こういった根拠のない思い込みや偏見で差別することは人権侵害につながると思いますが、法務省として何か対策を検討しているのかというのを伺いたいと思います。御答弁お願いします。

○国務大臣(江田五月君) 原子力発電所の事故によつて放射線被害の被害が出てくるということ、これは今委員、前の質問で述べたところになったところでございます。そういうことはござい

ます。しかし、それが福島県なら誰でもみんなとか、あるいはあの地域なら誰でもみんなそういう被害に遭つていてというような、それはそんなことではないんです。それは個々にやはりちゃんと判断していただかなきゃならぬし、また、まして、仮に、仮に何か放射性物質が衣服に付いていたりしても、それですぐにもうあなたは出ていってくださいと言われるようなものでもないんで、そこ

はやはり、今こういう大変な災難のときに国民みんながそれを一緒になって乗り越えていこうという気持ちを持って、妙な思い込みや誤解で人を排除するのではなくて、やはりお互い助け合い、支え合いの気持ちをみんなで持つていかなきゃなら

ぬということは今大変大切なこと。

国民みんながこの東日本大震災と原発事故に思いを寄せているときに風評被害といったことが起きているのは大変残念でございますし、また、これは人権侵害に当たるといふことで、私ももうこうした人権侵害は許さないと、是非ひとつそういうことはやめてくださいということではない、相談窓口を置いたり対応を取っているところでございます。

今委員の方から、どのくらいの相談があったかということですが、法務局、地方法務局、そしてその支局が取り扱った震災関係の相談件数が五月九日現在で百十一件という報告を受けております。これの中には、具体的な事案についてはちよつとブライバシーという観点からお答えを差し控えたいと思うんですが、典型的な例でいうと、例えば自動車や駐車場に駐車しようとしたらナンバーを見て追い出されるとか、あるいは宿泊を拒否されるとか、子供が避難先で学校へ行ったら嫌だといふいじめられるとか、そういうようなことが起きています。これは是非ともそういうことはやめてもらつていかなければという

ことで、法務省としても、例えばホームページへの掲載であるとか私が記者会見で申し上げるとかいろいろなことをやっていきたいし、皆さんの御協力も是非いただきたいと思っております。

○森まさこ君 大臣、ありがとうございます。そういうことをなくしていきたいということ、はしつかりとお伺いできてよかったと思うんですが、具体的に今何を行っているかというところが少し、もし、副大臣でも政務官でも結構なんですが、細かいところを伺えたらと思うんですが、ホームページ、それから大臣の記者会見等以外にどのような施策を行っているんでしょうか。

○国務大臣(江田五月君) 法務省の人権擁護機関というのがございまして、そこで人権問題への対処、これはもう救済ですね、それと啓発、大きく分けてその二つのことになると思います。具体的な取組としては、一つは人権相談で、こ

れは法務局、地方法務局、支局等で面談あるいは電話の人権相談、さらに避難所に特設相談所を開設、これは常設じゃありませんで、ずつと動いておりますが、そうした相談所を開設するとか、あるいは啓発活動につきましては、そうした人権侵害の疑いがあるという新聞報道などがございましたので、「放射線被ばくについての風評被害等に関する緊急メッセージ」、これはさつき申し上げたホームページ、それについて会見も申し上げましたが、さらに各地域の実情に応じた方法による啓発活動、チラシの配布であるとかコンビニエンスストアあるいは公共機関などへのポスターの掲示であるとか、そういうことを行っております。

○森まさこ君 更に強い啓発の方をお願いしたいと思ひます。

これで終わります。ありがとうございます。

○木庭健太郎君 東日本大震災から二か月、昨日たちまして、この委員会でも指摘をさせていただきまして、やはり法務省にかかわる部分とか、経過が、時間がたつたつほど法律に携わるようないろいろな悩み事ということがこれからどんどん出てくるんじゃないかと、増えてくるんじゃないかということを御指摘もさせていただいておったんですが。

先日、日本弁護士連合会、日弁連さんが避難所九十五か所で行われる無料の法律相談をなさつたと。そうすると、その数日間だけで約その相談件数が千件を超えるような相談があったということをお聞きしまして、やはり体制を整えていかないと、特に被害が大きかったところというのはどちらからかという法律過疎地域と言われる、弁護士さんも少ない、裁判所自体の整備も、面的な面で見ればやはり大変な地域だということ、これからその必要性をますます感じた次第でございます。

【委員長退席、理事金子原二郎君着席】

まず、大臣になるのかどうか分かりませんが、先月の四月二十七日ですか、法テラスと日弁連がこの東日本大震災の被災者に対する法的支援に関

して連携を強化しようというふうなことで基本合意を締結されたというふうな何ってあるんですが、この内容も含めて御答弁をまずいただければと思います。

○国務大臣(江田五月君) これは報告を受けておりますが、四月二十七日に日本司法支援センター理事長の梶谷さんと日弁連の宇都宮会長との間で基本合意というものが締結をされ、これは、今回の震災の規模が非常に大きく、しかも被災者は極めて多数に上ると、そしてこの影響というのは長期にわたって続くので、長期的な視野に立って被災者に対する法的サービス提供を行うことが必要だということを考えて、その二つの組織、日弁連と法テラスが連携協力関係を一層強化して被災者の法的権利の実現を図るということを目的として締結されたと同っております。

【理事金子原二郎君退席、委員長着席】
法テラスと日弁連との協力、それとも一つは各地の弁護士会と地元自治体と、こういうものの協力、これも基本合意に入っておりますが、これはもちろん地元自治体が当事者にはなっておるわけじゃありませんが、法テラスも公的な機関でございますので、そういう協力関係を努めていこうということだと理解をしております。

○木庭健太郎君 これ、阪神・淡路大震災の際でございますが、このときは当時の法務大臣が呼びかけ人というか中心になられまして法曹三者に呼びかけをして、権利関係の問題も当時はまだ法整備もできていなかったというふうな経過もありまして、法曹三者の震災対策連絡協議会というのを法務大臣が呼びかけた形でおつくりになられて、三者の連携についていろんなことを図っていかれたというふうな経過があったというふうに承知しております。

私は、その法的な、いわゆる当時整備が少なかったその法律関係の問題というのはかなり整備されたことはそのとおりだと思うんですが、やはり現時点で、法テラスと日弁連という、これでも協力関係ができたことは非常に評価いたします

が、やはりこれは、大臣というか、法務省と、どちらと言えはいいの分かりませんが、ともかく私は是非大臣が自ら立ち上がっていただいて、三者に呼びかけた形で、じゃ、法律関係についてはどうなんだ、それから被災者に対する相談体制についてはどうするんだ、地方自治体のこともおつしやいました、そういった連携をしていく上では、やはりトップにその中心に座る方がいらっしやってこの法曹三者をまとめるという作業は必要ではないかなと思っております。

この点について、この経験を生かして、是非今回も、どういう、同じものをつくれとは言いません。でも、やはり同様の対応が必要だということ強く感じておるんですが、大臣から見解を伺いたいし、また、最高裁にも来ていただいておりますので、最高裁からも当時のことも含めて御意見があれば伺っておきたいと思っております。

○国務大臣(江田五月君) 阪神・淡路大震災の際に、最高裁と日弁連とそして私も法務省、法務大臣が音頭を取られたのかもしれませんが、この三者が法曹三者震災対策連絡協議会というものを設置をして事に当たった。三回、連絡会を開いたと聞いております。そして、その連絡会を立ち上げるまでに既に一部の法整備はできましたが、ここである程度の後の法整備についても協議をして、それが実現をし、さらにそれが恒久法になっていくようなものもあると聞いております。大変精力的な活動をしていただいたと思っております。

さて、そこで今回の東日本大震災でございますが、既にそういう経験もありますし、また法テラスというものも生まれましたので、法務省と日弁連、さらに法テラスの間でいろいろな連絡関係を進めていることは今もう御承知のとおりでございますが、さらにそのほか、最高裁の間でも逐次各種の情報交換などを行っております。また、被災地においても弁護士会や裁判所等との間で情報交換も行われていると思いますが、法務省としても、被災地の復興に向けて、引き続き、最高

裁、日弁連との間で密接な連絡、協調体制を講ずることにしていきたいと思っております。

その上で、阪神・淡路大震災のときのようなあいう、どういいますか、正式なというんですかね、連絡協議会を設置するかどうかについてですが、これはまた、今後どの程度の必要性があるのか。今、現にいろんな整備が進みつつありますし、制度の整備だけでなく、現実の協力体制、支援体制も進みつつありますが、よく状況を見て、必要があれば御指摘のようなこともまた考えてみたいと思っております。

○最高裁判所長官代理者(戸倉三郎君) 今回の震災に際しましては、最高裁といたしまして、今法務大臣が御答弁されましたとおり、震災の復興に関連して今、既に様々なレベルで実務的な情報交換というものを法務省あるいは弁護士会あるいは法テラスといったところと進めておるところでございます。

裁判所といたしまして、今後、法曹三者においてますます緊密な連携を取りながら、復興の過程で生じます様々な法的問題に適正迅速に対処できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

今委員御指摘の法曹三者の協議会というものにつきましても、その必要性があるということと、そういう話、そういう段階になりますれば、私どもとしても前向きに検討してまいりたい、対応してまいりたいというふうに考えております。

○木庭健太郎君 というのは、それぞれの取組が起きてくると思うんですよ。例えば私は、最高裁には今の裁判官の人員を増やすことも検討されていくということとをちょっとお聞きしたんですが、つまり、どんなことかという、阪神・淡路大震災のときは裁判所の中にも震災センターって、これ神戸地裁でしたよね、たしか設けられて相談窓口をつくっているんですよ、それはそれで、裁判所として、で、弁護士会は弁護士会でまた別の動きをしていると。いろんな形で動いたわけですから、そうすると、どんなことがかわってくるかと

いうと、是非法務省に中心になってもらいたいと言ったのは、例えば、日弁連と法テラスの今回合意した中にもこの法律扶助制度の問題、これは民事扶助制度ですね、これやっぱり活用していくかにかかわってくるかという、予算ですよ、今度は、増えてくれば。当然、そんな悩みが出てくれば、それは法務省は受け取っていただいて、私は少なくとも第二次のものも補正ということをお考えに政府がなるとするならば、今度の場合は、一次補正のときはありませんでしたが、是非そういうものに対する支援の予算辺りも第二次補正に私は必要になってくると思うんですよ。

そういう意味では、ちょっといろいろ申し上げましたが、せっかく言いましたので、大臣の方には是非、この予算の問題はもし足りないものがあつたらそれはきちんとやっていくんだという決意を是非伺っておきたいし、裁判所に対しても、そういう震災センターも含めてどんなことをもうちょっと具体的に考えていられしやるのか、もしあれば伺っておきたいと思っております。

○国務大臣(江田五月君) 御指摘のとおり、第一次補正ではそうした法的サービスの関係についての予算措置というのは盛り込まれておりません。これは復旧の瓦れきの処理とかそういうことが中心なので、運営費交付金で法テラスについては当面やっていけるということで盛り込んでいないわけですが、しかし膨大な数に上ってくるでしょうし、複雑多岐な問題もいろいろ出てくるでしょうし、そうしたことを考えますと、第二次補正予算については、これはそれこそ皆さんの御協力もいただきたが、是非予算措置もおそろかにしてはならぬという決意でおります。

○最高裁判所長官代理者(戸倉三郎君) 今回の震災に関しまして、神戸の震災の当時の、震災事件対策処理センターというのを設置した例がございます。この関係につきましては、裁判所といたしまして、現在、法テラスあるいは弁護士会等の法律相談で現れましたいろいろな被災地の方が持つ

ておられる法的紛争、悩みと、そういった問題に
関する情報を今鋭意収集しております。そういった
点で、今後どのような法的紛争が起こるかとい
うことを予測しつつあるところでございますが、
今後そういう関係で、いろんな関係で事件が増え
るということも予想されるわけでございます。

そういった体制に對しましては、今回は若干千
戸と異なりまして被災地域が非常に広いという問
題がございます。そういう意味で、いろんな裁判
所の拠点というものが幾つかにわたるといこと
がございしますが、この関係で、やはり利用される
方の分りやすさというところで何らかのセン
ター的なものも設ける必要があるのかどうかと
いうことも含めて、現在鋭意検討しているところ
でございます。

○木庭健太郎君 それでは、次は滅失した戸籍の
再製のお話をちょっとお聞きしておきたいと思
います。

宮城県南三陸町、女川、陸前高田、ああ、も
う一つ町がありましたかね、戸籍の全データが消
失したということで、先月九日、法務大臣は被災
地を視察された際に、この消失した戸籍データは
今月中、つまり四月中に国の責任で再製するとい
うようなことを表明されて、震災後は出生届なん
かの問題がございましたが、先月二十五日です
か、四市町村のこの戸籍の再製データの作成が完
了したことを受けて、なるべく早く市町村におい
て運用を開始する必要があるというよう
な状況だと思ふんですが、実際に各市町村におい
て運用が開始できる時期の見通しについて、法務
大臣として確認をちょっとさせていただきたいと
思います。

○国務大臣(江田五月君) 御指摘のとおり、大槌
町、女川町、陸前高田市、南三陸町、この一市三
町で戸籍の正本が流失をしてしまいました。

しかし、法務局で保存していた副本のデータ
と、それから各役場から届けられます届書、これ
によってこの再製はかなりの程度まで可能である
ということ、私も見に行つて、四月中にはやる

ということをやったわけですが、四月の二十五日
に法務局での再製データ作成作業が完了いたしま
した。これを、それぞれの今の市町に機器を備え
付けて、そこへちゃんと入力をして、そして供用
開始できる、運用開始するようにということ
やっております。現在のところ、大槌町五月二
日、女川町五月六日、この二つは開始をいたしま
した。私どもが聞いているところでは、陸前高田
市が五月の十六日、南三陸町は六月の一日開始の
予定だと聞いております。

ただ、これは届書が届いていない部分がちょ
つとありまして、その部分は再製は完了ですが、そ
の部分の更に、どういいますか、手当てが必要だ
というところが残っております。

○木庭健太郎君 まさに次に聞きたかったのはそ
の届出の問題でございます。要するに、報道ベ
ースになつてしまふんですけど、大臣の発言のい
いところしか報道は取りませんから、全てが大丈夫
だといふふうになつておつたところ、どうも
ちょっと、よく調べてみると、届出の問題で一部
どうしてもこれが復元できないという部分がある
というようにことが判明したというようにことが
少し分かつてきたわけでございます。この辺、
当事者の方々からすればもう当然全部なつてい
るものだろうと思つていらつしやるわけで、ところ
が実際はなかなかできていないところがある
と。

これ、ちょっとどうその方々に周知徹底をして
いくか、また届け出てもらわなければこれきちん
とにならないわけであつて、その辺を、今のホ
ームページだけというだけじゃちょっとこれ足りない
ような気がするんですが、こういった方々、つま
り一部届出の関係で戸籍が再製できない方々が
いらつしやるんだということをきちんと周知徹底を
していただいて、もう完璧なものを是非仕上げて
いただきたいと思つておるんですが、この点につ
いて大臣から伺つておきたいと思ふます。

○国務大臣(江田五月君) 私も決してそこは隠し
てはいないんで、当初からその部分はありますと

いうことは申し上げておるんですが、なかなかそ
ういうところまで正確に伝わらないというの
はちょっと歯がゆい思いはいたします。

もう委員よく御理解いただいていると思ふ
が、副本は一昨年のある固定した日、その日以
前のものを全部副本で取ると。そして、それ以後
のものについては、各戸籍役場に婚姻届とか死亡届
とか出生届とか届けがされます。そして、戸籍
役場でこれが戸籍に記載されて、その届書が法務
局の方に送られてきていて、それを副本に加えれ
ば再製できるというんですが、これはそういう届
書が届くわけですから、どうしても、届いたのは
いつまで、そこから先、地震までの間、これが流
れてなくなつてしまふところが出てくるの
で、その部分だけが抜けておるといふことでござ
います。

ただ、その部分がちゃんとそろわなければ戸籍
の再製にならないといふんじや、これはもう動き
が取れませんので、そのところは可能な限りの
ところで再製はしたということで、あと、そうい
う皆さんには大変申し訳ないんですが、こういう
事態ですから、是非とも更に届出をした旨の申出
をしてほしい、これ分らないんで、申出をして
ほしいといふことを言っているわけございま
して、時間がございますから、余りいつからいつま
でそれぞれの町についてということは申し上げま
せんが、本当にかな期間については是非申出をして
いただきたいと思つておるんですが、そのことは全
国紙、地方紙等複数のマスコミ報道で周知をした
つもりなんです、なかなか書いていただけない
といふことはあるかもしれない。それと、法務省
法務局のホームページ、さらに関係機関の協力を
いただきまして、是非とも被災者の皆さんに直接
にお伝えできるようにこれは周知を今予定してい
るところでございます。是非、御協力いただき
たいと思ふます。

○木庭健太郎君 もうあと残り一分だそうで、
あつ、もう時間か。幾つかありました、ここで
質問を終わらせていただきたいと思います、ともか

く、全国に被災者の皆さんそれぞれ今避難とかい
ろいろ散つていらつしやいますから、今大臣おつ
しやつたように、もう本当に一部できていないや
つがあるよといふことの認識をそういう散つた
方々にも、どうやって連絡方法を取るかは別とし
て、とにかく徹底をしていただきたい、こう思
いますので、よろしくお願いして質問を終わら
す。

○桜内文城君 今日の委員会の冒頭に報告のあり
ました国籍法の施行状況についてまずお尋ねいた
します。結構細かい数字の話もございしますので、
主に原民事局長にお尋ねしたいと考えておりま
す。

今回の報告ですけれども、いろいろと法務省の
担当の方にもお話を伺ひまして理解させていた
きました。この中で、今回そもそもこの施行状況
の報告がなされるその趣旨というのは、やはり懸
念されておりました虚偽認知、これによって国籍
が取得される場合がどのぐらいあるのかないのか
といふことだと思ふんですけれども、ちょっと細
かい話ではありますけれども、今日のこの報告の
内容で、虚偽認知がこの半年間で何件あつたか
といふのがこの今日の報告を見るだけでは分から
ないような仕組みになつていくわけですね。

特にこの言ひぶりで私が問題だと感じていま
すのは、なおといふところ、二ページ目ですけれ
ども、虚偽の国籍取得届をしたとして罰則が適用
された事案はありませんといふふうにあるんで、こ
れだけ読めば虚偽認知なかつたのかなといふこと
になるんですけれども、実際にお聞きしてみます
と、この半年間で五件その事例があつて、ただ実
際に罰則の適用というのは、その虚偽認知で申請
をした者が日本国内にいて罰則を実際に執行でき
るか否か、その辺で決まってくるということだと
聞いております。

ちょっとこういった書きぶりは誤解を与えるよ
うなものだと私は思ふんですけれども、その辺、
民事局長、どうお考えでしょうか。

○政府参考人(原優君) 本委員会の冒頭、施行状

況を報告させていただきまして、今回は六か月間ということでございます。

虚偽認知に基づく不正な国籍の取得を防止するために法務局において慎重な調査をするということをやっております、これまでのトータルとして四十五件不受理として処理しております。この不受理の中には明らかに虚偽認知であるということが分かって不受理にしているものもございますが、受理したものの中に実際に虚偽の認知が含まれていたかどうかというのはいささか難しいというところで、今回のような報告になっているわけでございますけれども、私どもとしては、できるだけ慎重に調査することによりまして、受理したものの中に虚偽認知による不正な国籍取得が交ぜられないように努力をしているところでございます。

○桜内文城君 努力は多といたしますけれども、またこの報告、決してそう言っているわけじゃないかと思うんですけれども、本当のことを言っていないというか、今おっしゃいました不受理の、制度施行後の、資料二にありますけれども、この二年数か月の間に不受理、確かに四十五件ありますけれども、このうち虚偽認知だと判定されたものが十六件だということに別途数字をいただいております。

これを、全部の処理件数が二千四百一件ですけれども、そのうち十六件という虚偽認知に基づくものを、不受理を多いと思うのか少ないと思うのか。それから、伺いますと、この十六件のうち、最初受理された、しかしその後他の刑事事件になって、いろいろと他の刑事事件が端緒となったと捜査している中でどうもこれは虚偽認知だったというのが判明したと、それによって不受理に転換したものが二件あるというふうにお伺いしております。

逆に言うと、この受理した二千三百五十六件のうちに同じようなものがどのくらい含まれているのかというのが分からない状況でもあります。少なくとも、全然関係のない別の刑事事件で判明したものが二件ということでありまして、この辺に

ついて、民事局長は先ほどもおっしゃいましたように厳正に調査を行っているというふうにはおっしゃいますけれども、これで本当に十分なのか、その辺についてお聞きいたします。

○政府参考人(原優君) 今委員から御指摘いただきましたように、この二年三か月の間に全部で二千四百一件の届出事件を処理しております。この中に、御指摘のありましたように、後に虚偽認知であることが判明しまして当初の受理を不受理にしたものが二件あるということでございます。これをどう評価するかというお尋ねだと思いますけれども、これはなかなかお答えが非常に難しいわけでございます。

一方におきましては、後に虚偽認知であるということが判明したのが二件に一定とどまっているということや、私どもの調査で親子関係がないということや不受理にしたものが十六件あると、こういうことを総合的に判断いたしますと、これまでの改正国籍法の施行はおおむね順調にいったという評価もできようかと思えますが、他方におきまして、後に虚偽認知であるということが分かったものが二件あったということは、これ以外にも虚偽認知を見逃した事例があったのではないかと、これはまさに委員が御指摘のようなことだと思います。

そういう考え方がございますので、現時点において一定の方向で評価を直ちに下すことはなかなか難しいというふうにお考えしております。一定の評価を下すためにはもう少しこの改正法の施行状況を見守る必要があるのではないかと、こういうふうにお考えしております。

ただ、法務省としましては、虚偽認知に基づく不正な国籍取得届を受理したことが二件というところもあつたということ、この事実を深く反省しております。引き続き、関係機関と連携を密にし、まして、厳正な調査をして、虚偽認知に基づく不正な国籍届を防止するというところで万全を期していきたいと考えております。

○桜内文城君 この報告の中にもありますよう

に、厳正な調査といいますが、結局面談ですとか、父母双方の出頭あるいは聴取、文書照会、出入国記録の取り寄せ等々でありまして、これが本当に十分なのかというのが問われているんだと思います。今回の報告は報告としてはよいと思いますが、この施行状況をやはり今後とも見守っていく必要があると思っております。

そしてまた、今回の状況の評価につきましてはもうちょっと時間も掛かるかとも思いますので、法務大臣におかれましては、今回のこの認知に基づく国籍取得の制度の在り方、あるいは実際にどの程度の調査を行っているのか、これまでも議論になつておりますようなDNA鑑定なども導入するのか否か等々について今後やはり検討の必要があると思うんですけれども、大臣の御所見をお伺いいたします。

○国務大臣(江田五月君) 審査の際に、いろんな出入国の記録などを見て、おまえ、これはこの時期に懐胎しているはずがないじゃないかというようなケースもあつたりしてはねたりしております。私は、基本的にはきつちりとした調査が行われた上でのこの手続が進められていると思います。が、それでも後から間違ひだったと分かっているケースがあるのは確かです。

この改正は、最高裁の判決が出ましてそれに基づいて私も改正をしたものですが、その当初からDNA鑑定の是非という議論はございました。

これはかなり当委員会でも議論をいたしましたので、そしてDNAの鑑定までは求めずに行つた方が総合的に見て適切ではないかということでこうした改正になつておりました。今、二年数か月、二年三か月ですか、経過したということですので、これから施行状況をしっかりと注視をしていきたいと思っております。

○桜内文城君 これからもしっかりと見守り、また不断に検討を行うということが必要だと考えます。

次に、ややちよつと大きな話といえますか、先ほど森委員からも御指摘のあつた原子力災害に対

する政府の対応について、原子力災害対策本部の部員でもいらつしやいます、その立場の大臣にお伺いいたします。

御承知のとおり、この原子力災害に関しましてはいろんな法令が事前に用意されております。一番メーンとなりますのはやはり原子力災害対策特別措置法であります。これに基づいて今回、十五条事項といえますが、緊急対策本部、災害対策本部が設置されて、大臣もその本部員になられていくわけがあります。こういった観点からいいますと、その本部員という立場は、私が察するところ、まあ違つかもしれませんが、やはりこういった法令の遵守あるいはコンプライアンスというものを法務大臣として期待されている部分もあるのではないかなというふうに思っております。

そこで、今回の政府の一連の対応の法令遵守状況についてどう評価すべきなのかということをお伺いいたします。

まず一つ目が、これは衆議院の法務委員会でも問題になったらしいんですけども、例の浜岡原発の停止の内閣総理大臣による要請ですよ。これは一体何なのかと。実際にこれ停止の要請というのを行つた結果、恐らく経済的な損害というものが中部電力を始め生ずるおそれが非常に高い、実際起こるであろうと思われております。

じゃ、要請じゃなくて行政処分といえますか、命令として行うことができなかったのかといえ、私は政府のやり方からすれば十分できると考えております。というのは、例えば防潮堤の高さの基準ですとか、そういったものを原子力保安院などが定めて、それに基づいて検査を行つていくわけですから、今回の震災といえますか地震、津波を受けて、そういった検査の基準を改定する、その上で保安院が実際に見に行く、検査を行うということも可能だったと思うんですけれども、そういった法令の手続を踏んでこのような大きな決断を行つていくというのが法治主義の原則

だと思ふんですけれども、そういった観点から見ても、今回の内閣総理大臣の要請というものが一体何なのか、どういふふうには評価できるものなのか、これについて伺いたいと思います。

○国務大臣(江田五月君) 原子力災害対策本部の構成員であるということはそうでございますが、原子力発電をつかさどっているのは法務省ではありませんので、そのところはなかなか答弁しにくいところではございますが、そうしたややこしいことを言うのではなくてお答えをしますと、日本の原子力行政というのは法令に基づいて行っているのは確かなんです。私もかつて科学技術庁という役所があったときにその長官を務めて原子力行政にも携わったことがあります。そのときにも法令に基づいてちゃんとやっていました。

福島第一原発も法令に基づいて適法に設置をされている、そして運営されている原発なんです。しかし、こうした事故が起きたわけですね。この福島第一原発の地震についてのリスク評価はゼロ%であったと聞いております。これに対して浜岡原発の方は八九%でしたかね、何かもう異常に高いリスクがある、そういう原発なんです。法令に基づいてやっていてそうなんです。

そうすると、これは私もやっぱり今までの法令でいいのかという問題に今直面をしているわけでございます。私はそうした今、浜岡原発が抱えている大変な危険性というものは、これはやはり政府としてはしっかり認識をして国民のためにアクションを取らなさいいけない、それがどういふしなさいいけません、ということだったと思います。

浜岡原発を止めれば経済的ないろんな御苦労も国民の皆さんにお掛けします。しかし、一方で、福島第一原発で起きたあの、経済的だけじゃありません、まさにもうありとあらゆる被害というものが起きていくわけでありまして、それが現実化する前に何とかしてこれは止めなさいいけません。

いうそういう思いから、これは総理大臣として要請ですから。そして、現実には経済産業大臣が中部電力に要請をして、総理大臣はその元の判断はしましたが、総理大臣の方は国民への説明をしているということだと思いますが、そして要請ですから、もちろん大変重たいものだということはいささか認識しなさいいけません、中部電力において取締役会で二度も協議をいたして停止という重い決断をいただいているわけで、私はこの間全体を見まして、これが何か違法なことをやっているとかいう感じは全くいたしません。

○桜内文城君 時間がなくてこれで終わりに、指摘するだけにしておきますけれども、浜岡原発の停止の要請自体が私は悪いと別言っているつもりもありません、法を超えてやらなくちゃいけない場合もあると思います。

ただ、逆に原子力災害対策特別措置法ですとか、あるいは災害対策基本法、これに基づく防災基本計画、これに基づいた対応が少なくとも福島第一原発の事故の件においてはなされてないのが大変多く見られる。例えば、SPEDDIの結果の都道府県に対する転送、情報の転送あるいは公表、あるいは安全委員会などの職員の派遣、現地への派遣、こういったマニュアルがきちりあるものを、法に基づくマニュアルを遵守してないというのが一方であるわけです。それをほっといていながら、一方で法を超えたことは平気でやる、法令遵守というのを守っていないんじゃないかという指摘をしたかったというのが私の趣旨です。

以上で終わります。

○井上哲士君 私、まず震災問題についてお聞きいたします。

入から見ますと資力基準を満たさないという場合もありますし、必要な書類を準備するのも大変困難という状況があります。

阪神大震災のときは、特別な被災者法律扶助事業を行って、この被災者の利用に際しては資力要件を緩和したり、それから立替払の償還についてはこれを猶予するということもなされたというところも聞いております。今回もこの被災者について、資力要件の大幅な緩和であるとかないしは撤廃、立替え費用について、やはり生活が立て直るまでの猶予や免除ということが必要だと思ふんです。

大臣は衆議院の答弁では、今の状況に即応した対応は必要とした上で、法テラスはやるだろうと、今、今後の状況を注視していきたいと、こういう答弁だったと思うんですが、ここに来て非常にやばいこの要求が高まっているという中で、よき法務省として後押しをすることを示すことが必要だと思ふんです。先ほどは予算についてもおろそかにしてはならないというお話があったわけですが、今後、そういう需要が増え、そしていろいろな困難の中で柔軟な対応が法テラスとして必要になったときに、財政的に心配でそれをちゅうちよするようなことがあつて必要なことができないということがあつてはならないと思ふんです。

そういう点で、きちつと必要なことはやりなさいと、そういう財政的なことについては法務省としてもしっかりやっていくからということで、法テラスの取組を後押しをするという方向をしっかりと大臣として示していただきたいと思ふんですが、まずいかがでしょうか。

○国務大臣(江田五月君) 井上委員の御指摘はそれとおりだと思います。法テラスの現場の皆さんがひよとして金が来ないんじゃないかなどと仕事がか鈍るということではないんですけど、これはしっかりしたいんですが、残念ながら、私は法務省が予算を作るわけじゃないので、これは関係

府省と精力的に協議をして適切に対処していきたいので、是非応援をしていただきたいと思ひます。

○井上哲士君 是非、法務省としてしっかり取り組んでいただきたいと思ふんですが、もう一つ、この民事法律扶助で、ADRの問題があるんですね。

仙台弁護士会が五月二日から震災ADRというのを開設しております。通常のADRと比べて、申立ての手数料を無料にしているし、それから成立の手数料も大幅に減額して、非常に利用しやすくして好評だといふふうにお伺いしているんです。例えば隣の家のブロックが倒れてきて自分の車が壊れたとか、こういうことを裁判ではなくて簡便に、そして弁護士が仲裁人になって迅速に解決をするという点で私はこの被災地の状況に合った手続だと思ふんです。

これ、もつともつと利用促進をするということが必要だと思ふんですが、やはり民事法律扶助の対象を代理援助にとどめず、こういうADRなことをもつともつと活用できるように対象にしたいということが必要かと思ふんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(江田五月君) ADRというのでも随分定着をしてきて、ADRと言うと普通には何だか分からないけど、オルタナティブ・ディスピュート・レビュー・システムでしたか、裁判外紛争解決手続ということで、これはいろいろな団体がやってくれておりますが、弁護士会も積極的にADRに乗り出しているというのとは大変有り難いことだと思っております。

ところで、法テラスですが、総合法律支援法上は、民事法律扶助の対象というのは民事裁判等手続の準備及び追行ということで、この中に、裁判に先立つ和解の交渉で特に必要と認められるものも含まれるということが条文上定められておりまして、その和解の交渉で必要なものと認められるもの、このところにはADRというのが入るので

はないかという、そういうポイントだと思いま

す。これは、和解交渉の中には、当事者同士が相対で行う示談交渉だけではなくて、やはりADRを通じて和解、ADRが紛争を解決するためにいろんな当事者の合意の取付けのための労を取っていただくというのは大変重要なことで、受任弁護士が和解交渉の場としてADRが適当だと考えるような場合には、現行制度の下でもこれはADRにおける代理人費用等は扶助の対象となし得ると言って差し支えないと思っております。是非ともその活用を図っていただくことが重要だと思います。

ただ、ちよつと後ろ向きな話をしますと、法に基づく仲裁というのが裁判と違うのとかいうような議論があるようで、是非ともそこところは弾力的に運用していただければと思います。

○井上哲士君 まさに被災者の立場で、より弾力的に運用をしていくことが必要だと思いますし、必要とあらば更に広げていくことも検討すべきだと思います。

もう一つ、先ほどありましたように、この連休に入るところで日弁連や法テラスの共催で広範囲な法律相談が行われました。従来の法律相談の場合は、県内で弁護士さんが移動してやることはあるんですが、今回の場合、例えば関西で阪神大震災の経験を持っておられる弁護士さんなんかも含めて相当全国的な移動がありましたから、交通費なども含めた一定の財政的な支援、負担というものを法テラスもやっておられるんですね。

これは今後長期的に続くことになりそうですから、そういう体制を、つまり県を越えた協力を求めたような相談体制に対する財政的なものも含めた法テラスの関与であるとか、それからやはり長期になりますから、拠点となる施設ということも必要になってくると思うんですが、こういうことも含めた点での積極的な対応が必要だと思いますが、この点、いかがでしょうか。

○国務大臣(江田五月君) こういう被災現場の状

況ですので、どうぞ相談にいらつしやいではやっぱり済まない。このゴールデンウィークにも出張相談などをしていただいたようで、その結果も踏まえてこうした同様の被災者支援の取組が進んでいくと思っておりますが、さらに、今御指摘のように、県を越えたとかあるいは被災地にちよつと常設の拠点が要るんじゃないかと、そうした御指摘を重く受け止めたと思います。

これは関係機関、団体として協力、検討を進めて、法テラスの方で進めているものと聞いておりまして、更に一層法務省としても関係府省と協議の上、法テラスを支援していきたいと思

います。○井上哲士君 まさに今からが活躍ときでありますので、是非必要な対応をお願いをしたいと思

います。あと、検察の在り方検討会議の提言にかかわつて、検察官の倫理規程の問題についてお聞きいた

します。提言は、いわゆる検察官の倫理についての基本規程を作るということを打ち出しました。私、昨

年の質疑で、国連の検察官の役割に関するガイドラインについて、国内での具体化が求められたにもかかわらず日本はやつてこなかったじゃないかと、こういう質問をした際に、当時の刑事局長の

答弁は、この国連のガイドラインの内容は我が国の法制度と大きな違いはなくて、特段意識することなく日常の指導に盛り込まれていたからと、こ

ういう答弁だったんですが、今回こういう提言にもなり、またあの事件を受けたときに、やはり先進国の中でこういう独自の規程を我が国だけ持つていなかったという状況があるわけで、こういう検察官の倫理規程に対するこれまでの姿勢、対応

というのにやはり問題があったと、こう思うんですが、大臣の認識はいかがでしょう。○国務大臣(江田五月君) これは当時の局長答弁

でございますが、検察官の日常業務を遂行してい

うしたものはしつかりこの国連のガイドラインに基づいたものになっているという、そういう趣旨だったと思うんですが、残念ながらそうとも言えない事態が起きたことは確かでございます。そしてそうした事件を受けて検察の在り方検討会議が提言を出していただきまして、倫理規程の明文

化というものの必要性を述べられました。個々の検察官が自らを厳しく律しているという信頼があった、これが今崩れかけているというこ

ろで、やはり私としてもそうした提言を受けて、この倫理規程というものを検事総長に対してしつかり作ってくださいと四月の八日に申し上げたところでございます。外部の有識者からの意見

を聴取する、さらに、これは単に倫理規程こうですよといつて配る、それだけじゃ駄目なので、やつぱりこれからの検察を担う若手検事の皆さんの意見などもうどんなに議論をいただきながら、そうしたものを踏まえて、みんなの血と

なり肉となるような、そうした基本規程にするように、六か月間ほど時間をちよつとあげますから、掛けてやってくださいということを今申し上

げているわけでございまして、そうした基本規程ができることを期待しております。○井上哲士君 どういう中身が必要になつてくる

かということになつてくるんですが、今回の村木さんの無罪事件でフロッピーディスクの改ざんが問題になったわけでありまして、仮に前田元検事が、あのフロッピーディスクが消極証拠になると

いう認識をしながらそれをもう証拠として扱われないままフロッピーディスクを返してしまつたと。こういうことになりましたと、一体あの元検事は法に触れるということになつたのかと思うんですが、その点、いかがでしょうか。○国務大臣(江田五月君) フロッピーディスクの

プロパティを改ざんしない、それはもちろん違法じゃありません、当然。それをお返しをする、これはその証拠品の扱いのことで恐らく違法という、違法に返すということはないだろうと思いま

す。そこに記載、そのプロパティに記載されていることが消極証拠だということを認識しながら報告書にしなければというところが違法であるかどうかというのもこれもなかなか困難で、むしろそれはお返しをして弁護人の方から公判廷にこうい

うものですよといつて出していただければいいわけですから、報告書にしなければというわけにはなかなかいかない。

ただ、フェアネスということから見ますと、もし仮にこれは立証について非常に重要な消極証拠になるということが分かりながら口を拭って知らぬ顔で報告書にもしないというのがフェアであるかという、アンフェアだと思います。

○井上哲士君 まさにアンフェアなんです、それを縛るものがやつぱり現状ではないわけですね。言わば心構えにとどまつていないと。それをや

はりいろんな国際的な検察官のガイドラインは明文化しているわけですね。国際検察官協会の九九年に公表されたガイドラ

インでも、検察官は常に被告人の公正な裁判を受ける権利を擁護しなくてはならないと、とりわけ被告人にとつて有利な証拠が法にないし公正な裁判の要請に従つて開示されることを確実にしなければならぬというように言っておりますし、欧州評議会の二〇〇〇年の検察官の役割に関する勧告

でも、相手方の証拠開示によつて武器平等の原則が守られるように努めるべきであるというふういろいろな書いているんですね。ですから、やはり私は、こういう国際的な水準を踏まえて、相手に有利な証拠であっても開示もするし指摘もすると、こういうことを、きちつとこういう今の法で引つかり縛ることが必要だと思います。その点の所見をお聞きして、質問を終わりたいと思

います。○委員長(浜田昌良君) 簡便に答弁、江田法務大臣、お願いします。

○国務大臣(江田五月君) フェアネスということ

は非常に重要だと思っております。ただ、そのフェアネスを何かがつちりとした法規範にしていまうかというところ、これがなかなか難しいところ、私は今委員の御指摘は重要だと思いますが、しかし、この基本規程にそれを書く、そしてそれに違反したら何か罰則がというようなことよりも、むしろ全検察官の血となり肉となつてそれが体现されることの方が重要で、そのために粘り強く検察官の皆さんともいろんな形の対話を重ねながら、皆さんこれを、フェアネスを守っていただくようにしていきたいと思っております。

○委員長(浜田昌良君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(浜田昌良君) 民法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。江田法務大臣。

○国務大臣(江田五月君) 民法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

近年、児童虐待は深刻な社会問題となつており、これまで様々な取組が行われてきましたが、児童虐待を行う親に対しては、必要に応じて適切に親権を制限すべき場合があるとの指摘がされております。

平成十九年に成立した児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律においても、その附則第二条第一項で、政府は児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされております。

この法律案は、以上のような経緯等を踏まえ、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、民法、児童福祉法その他の法律を改正し、所要の法整備を行うとするものであります。

この法律案の要点は、次のとおりであります。

まず、民法につきましては、第一に、二年以内の期間に限って親権を行うことができないようにする親権の停止制度を創設するとともに、子の親族及び検察官のほか、子、未成年後見人及び未成年後見監督人も、家庭裁判所に対し親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の請求をすることができるとしてあります。

第二に、家庭裁判所が未成年後見人に適任者を選任することができるようにするため、複数又は法人の未成年後見人の選任を可能とするための所要の規定の整備を行うとともに、その選任に当たり家庭裁判所が考慮すべき事情を明記することとしてあります。

第三に、親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負うこととするなど、親権が子の利益のために行われるべきものであることを明確にするための所要の規定の整備を行うこととしてあります。

次に、児童福祉法につきましては、第一に、児童相談所長は、家庭裁判所に対し、親権喪失のほか、親権停止又は管理権喪失の審判の請求もすることができるとしてあります。

第二に、児童相談所長が、一時保護中の児童について、その監護等に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができるとを明らかにするとともに、児童等の親権を行う者又は未成年後見人は、児童福祉施設の長、里親等又は児童相談所長が入所中、受託中又は一時保護中の児童等についてとる措置を不当に妨げてはならないこととしてあります。

第三に、児童相談所長は、一時保護中又は里親等に委託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人があるものに對し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行うこととしてあります。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしてあります。

以上がこの法律案の趣旨でございます。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決して

いただきますようお願いいたします。

○委員長(浜田昌良君) 以上で趣旨説明の聴取は終了いたしました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

○委員長(浜田昌良君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

民法等の一部を改正する法律案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(浜田昌良君) 御異議ないと認めます。

なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(浜田昌良君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十三分散会

五月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、民法等の一部を改正する法律案

民法等の一部を改正する法律案

民法の一部改正

第一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第七百六十六条第一項中「その他」を「父又は母」との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。

第七百六十六条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中

「子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、子の監護をすべき者」を「家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前二項の規定による定め」に改め、「その他」の下に「子の」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、同項の事項を定める。

第七百九十七条第二項以後段として次のように加える。

養子となる者の父母で親権を停止されているものがあるときも、同様とする。

第八百二十条中「者は、」の下に「子の利益のために」を加える。

第八百二十二条第一項中「者は、」の下に「第八百二十条の規定による監護及び教育に」を加え、「自ら」を削り、「懲戒し、又は家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れる」を「懲戒する」に改め、同条第二項を削る。

第八百三十四条を次のように改める。

(親権喪失の審判)

第八百三十四条 父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不適当であることにより子の利益を著しく害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、親権喪失の審判をすることができ。ただし、二年以内にその原因が消滅する見込みがあるときは、この限りでない。

第八百三十四条の次に次の一条を加える。

(親権停止の審判)

第八百三十四条の二 父又は母による親権の行使が困難又は不適当であることにより子の利益を害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について

て、親権停止の審判をすることができる。

2 家庭裁判所は、親権停止の審判をするときは、その原因が消滅するまでに要すると見込まれる期間、子の心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮して、二年を超えない範囲内で、親権を停止する期間を定める。第八百三十五条を次のように改める。

（管理権喪失の審判）

第八百三十五条 父又は母による管理権の行使が困難又は不適当であることにより子の利益を害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は檢察官の請求により、その父又は母について、管理権喪失の審判をすることができる。

第八百三十六条の見出しを「親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消し」に改め、同条中「前二条に」を「第八百三十四条本文、第八百三十四条の二第一項又は前条に」に、「前二条の規定による親権又は管理権の喪失の宣告」を「それぞれ親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判」に改める。

第八百四十条に次の二項を加える。

2 未成年後見人がある場合においても、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前項に規定する者若しくは未成年後見人の請求により又は職権で、更に未成年後見人を選任することができる。

3 未成年後見人を選任するには、未成年被後見人の年齢、心身の状態並びに生活及び財産の状況、未成年後見人となる者の職業及び経歴並びに未成年被後見人との利害関係の有無（未成年後見人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と未成年被後見人との利害関係の有無）、未成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮しなければならない。

第八百四十一条中「父又は母が」を「父若しくは母が」に、「親権を失った」を「父若しくは母について親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失

の審判があった」に改める。

第八百四十二条を次のように改める。

第八百四十二条 削除

第八百四十九条の見出しを「（後見監督人の選任）」に改め、同条中「前条の規定により指定した未成年後見監督人がない場合において必要がある」と認めるときは、家庭裁判所は、未成年被後見人を「家庭裁判所は、必要があると認めるときは、被後見人」に、「未成年後見人」を「後見人」に、「未成年後見監督人」を「後見監督人」に改め、後段を削る。

第八百四十九条の二を削る。

第八百五十二条中「第八百四十三条第四項」及び「第八百五十九条の二、第八百五十九条の三」を削り、「後見監督人」を「後見監督人について、第八百四十条第三項及び第八百五十七条の二の規定は未成年後見監督人について、第八百四十三条第四項、第八百五十九条の二及び第八百五十九条の三の規定は成年後見監督人」に改める。

第八百五十七条ただし書中「未成年被後見人を懲戒場に入れ」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（未成年後見人が数人ある場合の権限の行使等）

第八百五十七条の二 未成年後見人が数人あるときは、共同してその権限を行使する。

2 未成年後見人が数人あるときは、家庭裁判所は、職権で、その一部の者について、財産に関する権限のみを行使すべきことを定めることができる。

3 未成年後見人が数人あるときは、家庭裁判所は、職権で、財産に関する権限について、各未成年後見人が単独で又は数人の未成年後見人が事務を分掌して、その権限を行使すべきことを定めることができる。

4 家庭裁判所は、職権で、前二項の規定による定めを取り消すことができる。

5 未成年後見人が数人あるときは、第三者の

意思表示は、その一人に対してすれば足りる。

（家事審判法の一部改正）

第二条 家事審判法（昭和二十二年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第九条 第一項甲類第九号を次のように改める。

九 削除

第九条 第一項甲類第十二号中「親権又は管理権の喪失の宣告」を「親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判」に改め、同類第十四号中「第八百四十条」を「第八百四十条第一項若しくは第二項」に改め、「第八百四十九条の二」を削り、同類第十八号中「民法」の下に「第八百五十七条の二第二項から第四項まで（同法第八百五十二条において準用する場合を含む。）又は」を加え、「成年後見人、成年後見監督人」を「後見人、後見監督人」に改め、同類乙類第四号中「第七百六十六条第一項又は第二項」を「第七百六十六条第二項又は第三項」に、「その他」を「その他の」に改める。

（児童福祉法の一部改正）

第三条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第八条 第一項中「第二十七条第六項」の下に「第三十三条第五項」を加え、「玩具」に改める。

第二十七条の三「第三十三条」の下に「第三十三条の二」を加える。

第三十条の二「限る。」の下に「第三十三条の八第二項」を加え、「第四十七条第二項」を「第四十七条」に改める。

第三十三条に次の一項を加える。

前項の規定により引き続き一時保護を行うことが当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反する場合においては、児童相談所長又は都道府県知事が引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を

行つた後二月を経過することに、都道府県知事は、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。ただし、当該児童に係る第二十八条第一項の承認の申立て又は当該児童の親権者に係る第三十三条の七の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求がされている場合は、この限りでない。

第三十三条の二 第一項中「そこなう虞を」損なうおそれ」に改め、同条第二項中「虞を」を「おそれ」に改め、同条第四項中「六箇月」を「六月」に改め、同条を第三十三条の二とし、第三十三条の次に次の一条を加える。

第三十三条の二 児童相談所長は、一時保護を加えた児童で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

児童相談所長は、一時保護を加えた児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。

前項の児童の親権を行う者又は未成年後見人は、同項の規定による措置を不当に妨げてはならない。

第二項の規定による措置は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。

第三十三条の七を次のように改める。

第三十三条の七 児童又は児童以外の満二十歳に満たない者（以下「児童等」という。）の親権者に係る民法第八百三十四条本文、第八百三十四条の二第一項、第八百三十五条又は第八

百三十六条の規定による親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判の請求又はこれらの審判の取消しの請求は、これらの規定に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる。

第三十三条の八第一項中「及び未成年後見人」を削り、同条第二項中「児童福祉施設に入所中」を「小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託中若しくは児童福祉施設に入所中の児童等又は一時保護中」に改める。

第三十四条の十九第一項中「各号」の下に「同居人にあつては、第一号を除く。」を加え、同項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第二項中「について前項各号」を「又はその同居人が前項各号（同居人にあつては、同項第一号を除く。）に」、「これらの者」を「当該養育里親」に改める。

第四十七条第一項中「の児童」を「の児童等」に改め、同条第二項中「受託中の児童」を「受託中の児童等」に、「その児童」を「その児童等」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

児童相談所長は、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。第四十七条に次の二項を加える。

前項の児童等の親権を行う者又は未成年後見人は、同項の規定による措置を不当に妨げてはならない。

第三項の規定による措置は、児童等の生命又は身体を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができ。この場合において、児童福祉施設の長、小規模住居型児童養育事業を行う者

又は里親は、速やかに、そのとつた措置について、当該児童等に係る通所給付決定若しくは入所給付決定、第二十一条の六若しくは第二十七条第一項第三号の措置又は保育の実施等を行つた都道府県又は市町村の長に報告しなければならない。

（戸籍法の一部改正）

第四条 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第七十九条中「協議に代わる裁判」を「協議に代わる審判」に、「若しくは親権者変更」を「又は親権者変更」に改め、「又は父母の一方が親権若しくは管理権の喪失の宣告を受け他の一方がその権利を行う場合」を削り、「親権又は管理権の喪失の宣告」を「親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判」に改める。

第八十一条第一項中「届出は、」の下に「同法第八百三十九条の規定による指定をされた」を加え、同条第二項中「記載しなければ」を「記載し、未成年後見人の指定に関する遺言の謄本を添付しなければ」に改める。

第八十二条及び第八十三条を次のように改める。

第八十二条 未成年後見人が死亡し、又は民法第八百四十七条第二号から第五号までに掲げる者に該当することとなつたことによりその地位を失つたことによつて未成年後見人が欠けたときは、後任者は、就職の日から十日以内に、未成年後見人が地位を失つた旨の届出をしなければならない。

数人の未成年後見人の一部の者が死亡し、又は民法第八百四十七条第二号から第五号までに掲げる者に該当することとなつたことによりその地位を失つたときは、他の未成年後見人は、その事実を知つた日から十日以内に、未成年後見人が地位を失つた旨の届出をしなければならない。

未成年者、その親族又は未成年後見監督人は、前二項の届出をすることができる。

届書には、未成年後見人がその地位を失つた原因及び年月日を記載しなければならない。

第八十三条 削除

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中児童福祉法第三十四条の十九の改正規定 公布の日

二 附則第二十二條の規定 施行日又は家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日

三 附則第四十八條中高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第六條第一項第四号及び第二十六條第一項第二号イの改正規定 施行日又は高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日

四 附則第五十七條の規定 施行日又は賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日

（民法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第二条 第一条の規定による改正後の民法次条において「新法」というの規定は、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、第一条の規定による改正前の民法次条において「旧法」というの規定により生じた効力を妨げない。

（親権及び管理権の喪失の宣告に関する経過措置）

第三条 旧法第八百三十四条の規定による親権の

喪失の宣告は新法第八百三十四条本文の規定による親権喪失の審判と、当該親権の喪失の宣告を受けた父又は母は当該親権喪失の審判を受けた父又は母とみなす。

2 旧法第八百三十五条（破産法）平成十六年法律第七十五号第六十條第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。の規定による管理権の喪失の宣告は新法第八百三十五条（破産法）第六十一條第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。の規定による管理権喪失の審判と、当該管理権の喪失の宣告を受けた父又は母は当該管理権喪失の審判を受けた父又は母とみなす。

3 旧法第八百三十四条又は第八百三十五条の規定による親権又は管理権の喪失の宣告の請求（この法律の施行前に当該請求に係る審判が確定したものを除く。）は、新法第八百三十四条本文又は第八百三十五条の規定による親権喪失又は管理権喪失の審判の請求とみなす。

（児童福祉法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この法律の施行の際現行行われている第三条の規定による改正前の児童福祉法第三十三条第一項又は第二項の規定による一時保護については、施行日に当該一時保護が開始されたものとみなして、第三条の規定による改正後の児童福祉法（次条第一項において「新児童福祉法」という。）第三十三条第五項の規定を適用する。

（調整規定）

第五条 施行日が平成二十四年四月一日前である場合には、施行日から同年三月三十一日までの間における新児童福祉法第四十七条第五項の規定の適用については、同項中「通所給付決定若しくは入所給付決定、第二十一条の六若しくは」とあるのは「施設給付決定、保育の実施等又は」と、「又は保育の実施等を行つた」とあるのは「を行つた」とする。

2 前項に規定する場合において、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害者保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等

の地域生活を支援するための関係法律の整備に
関する法律(平成二十二年法律第七十一号)第五
条のうち児童福祉法第四十七条第二項の改正規
定中「第四十七条第二項」とあるのは、「第四十
七条第三項」とする。

(戸籍法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行前に生じた事由であつ
て、第四条の規定による改正前の戸籍法第七十
九条において準用する同法第六十三条第一項の
規定並びに同法第八十一条及び第八十一条(こ
れらの規定を同法第八十五条において準用する
場合を含む。)の規定により届け出なければなら
ないとされているものについての届出について
は、なお従前の例による。

2 この法律の施行前にした行為及び前項の規定
によりなお従前の例によることとされる場合に
おけるこの法律の施行後にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。

(学校教育法の一部改正)

第七条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十
六号)の一部を次のように改正する。

第百四十四条に次の一項を加える。

法人の代表者、代理人、使用人その他の従
業者が、その法人の業務に関し、前項の違反
行為をしたときは、行為者を罰するほか、そ
の法人に対しては、同項の刑を科する。

(職業安定法の一部改正)

第八条 職業安定法(昭和二十二年法律第百四十
一号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、
同条第四号中「前三号」の下に「又は次号」を加え
る。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関す
る法律の一部改正)

第九条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等
に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)の
一部を次のように改正する。

第四条第一項第八号ただし書中「前各号」の下
に「及び次号」を加える。

(船員職業安定法の一部改正)

第十条 船員職業安定法(昭和二十三年法律第
百三十号)の一部を次のように改正する。

第五十六条第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、
同条第五号中「前各号」の下に「又は次号」を加え
る。

(刑事訴訟法及び刑事事件における第三者所有
物の没収手続に関する応急措置法の一部改正)

第十一条 次に掲げる法律の規定中「親権者が二
人」を「二人以上」に改める。

一 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一
号)第二十八条

二 刑事事件における第三者所有物の没収手続
に関する応急措置法(昭和三十八年法律第百
三十八号)第九条第二項

(少年法の一部改正)

第十二条 少年法(昭和二十三年法律第百六十八
号)の一部を次のように改正する。

第六条の七第二項中「第三十三号」の下に「
第三十三号の二」を加える。

第三十一条の二第二項第一号中「住居」の下に
「法定代理人が法人である場合においては、そ
の名称又は商号及び主たる事務所又は本店の所
在地」を加える。

(建設業法の一部改正)

第十三条 建設業法(昭和二十四年法律第百号)の
一部を次のように改正する。

第六条第一項第四号中「法定代理人」の下に
「法人である場合においては、当該法人及びそ
の役員」を加える。

第八条第七号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条
第九号中「前各号」の下に「又は次号」法人でその
役員のうち第一号から第四号まで又は第六号
から第八号までのいずれかに該当する者のある
ものに係る部分に限る。」を加える。

(古物営業法の一部改正)

第十四条 古物営業法(昭和二十四年法律第百八
号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条

第六号ただし書中「前各号」の下に「及び第八号」
を加える。

(測量法の一部改正)

第十五条 測量法(昭和二十四年法律第百八十八
号)の一部を次のように改正する。

第五十五条の六第一項第四号中「前三号」の下
に「又は次号」を加える。

(屋外広告物法の一部改正)

第十六条 屋外広告物法(昭和二十四年法律第百
八十九号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項第二号ホ中「二まで」の下に「又
はハ」を加える。

(質屋営業法の一部改正)

第十七条 質屋営業法(昭和二十五年法律第百五
十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第二項第一項」を「前条第一
項」に改め、同項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改
め、同項第四号ただし書中「のいずれか又は第
六号」を「第六号及び第九号のいずれにも」
に改める。

第二十五条第一項第一号中「禁錮」を「禁錮」に
改め、同項第二号中「第三項第一項第一号」を
「同項第一号」に改め、同項第三号中「又は」を
「若しくは」に、「とき」を「とき又は質屋の法定
代理人が法人である場合においてその業務を行
う役員のうち同項第一号若しくは第三号から
第六号までのいずれかに該当した者若しくは許
可の取消し若しくは営業の停止をしようとする
とき以前三年以内に第五条の規定に違反して罰
金の刑に処せられた者若しくは許可の取消し若
しくは営業の停止をしようとするとき以前三年
以内の他の法令に違反して罰金の刑に処せられ
その情状が質屋として不適当な者があるに至つ
たとき」に改める。

(建築士法の一部改正)

第十八条 建築士法(昭和二十五年法律第百二
号)の一部を次のように改正する。

第二十三条の四第一項第五号、同条第二項第
二号及び第二十六条第一項第二号中「法定代理

人」の下に「法定代理人が法人である場合にお
いては、その役員を含む。」を加える。

(商品先物取引法の一部改正)

第十九条 商品先物取引法(昭和二十五年法律第
二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号ハ中「禁錮」を「禁錮」に
改め、同号ル中「又まで」の下に「又はヲ」を加え
る。

(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する
法律の一部改正)

第二十条 鉱業等に係る土地利用の調整手続等
に関する法律(昭和二十五年法律第百九十二号)
の一部を次のように改正する。

第二十五条の二第二項第二号中「氏名」の下に
「又は名称」を加える。

(港湾運送事業法の一部改正)

第二十一条 港湾運送事業法(昭和二十六年法律
第百六十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改
め、同項第四号中「前三号」の下に「又は次号」を
加える。

(家畜伝染病予防法の一部改正)

第二十二条 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法
律第百六十六号)の一部を次のように改正す
る。

第四十六条の六第二項第七号中「法定代理人」
の下に「法定代理人が法人である場合において
は、その役員を含む。」を加える。

(道路運送法の一部改正)

第二十三条 道路運送法(昭和二十六年法律第百
八十三号)の一部を次のように改正する。

第七條第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条
第三号中「前三号」の下に「又は次号」を加える。

第四十九條第二項第一号中「禁錮」を「禁錮」に
改め、同項第三号中「前二号」の下に「又は次号」
を加える。

第七十九條の四第一項第一号中「禁錮」を「禁
錮」に改め、同項第三号中「前二号」の下に「又は
次号」を加える。

(道路運送車両法の一部改正)

第二十四条 道路運送車両法(昭和二十六年法律
第八十五号)の一部を次のように改正する。

第八十条第一項第二号イ中「禁錮」を「禁錮」に
改め、同号ハ中「又はロ」を「ロ又はニ」に改め
る。

(宅地建物取引業法の一部改正)

第二十五条 宅地建物取引業法(昭和二十七年法
律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号中「禁錮」を「禁錮」に改
め、同項第六号中「法定代理人」の下に「(法定代
理人が法人である場合においては、その役員を
含む。)」を加える。

第六十五条第二項第六号及び第六十六条第一
項第二号中「法定代理人」の下に「(法定代理人
が法人である場合においては、その役員を
含む。)」を加える。

(旅行業法の一部改正)

第二十六条 旅行業法(昭和二十七年法律第二
百三十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改
め、同項第四号中「前三号」の下に「又は第六号」
を加える。

(自動車ターミナル法の一部改正)

第二十七条 自動車ターミナル法(昭和三十四年
法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条
第三号中「前二号」の下に「又は次号」を加える。
(商業登記法の一部改正)

第二十八条 商業登記法(昭和三十八年法律第
百二十五号)の一部を次のように改正する。

第四十条第一項第一号中「住所」の下に「並び
に当該後見人が未成年後見人又は成年後見人の
いずれであるかの別」を加え、同項第五号中「数
人」の下に「未成年後見人が共同してその権限
を行使するとき、又は数人の」を加え、同項第
六号中「成年後見人」を「後見人」に改め、同号を

同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を
加える。

六 数人の未成年後見人が単独でその権限を
行使すべきことが定められたときは、その
旨

(商業登記法の一部改正に伴う経過措置)

第二十九条 この法律の施行の際現にされている
後見人の登記(前条の規定による改正前の商業
登記法第四十条第一項第一号に掲げる事項に限
る。)については、前条の規定による改正後の商
業登記法第四十条第一項各号に規定する事項の
変更の登記をするまでの間は、なお従前の例に
よる。

(不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正)

第三十条 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和
三十八年法律第五十二号)の一部を次のよう
に改正する。

第二十五条第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、
同条第六号中「前各号」の下に「又は次号」を加
える。

(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関
する法律の一部改正)

第三十一条 義務教育諸学校の教科用図書の無償
措置に関する法律(昭和三十八年法律第八十
二号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第一号ホ中「ハまで」を「ニま
で」に改める。

(小型船舶操業法の一部改正)

第三十二条 小型船舶操業法(昭和四十一年法律
第九十九号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項第三号中「前二号」の下に「又は
次号」を加える。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改
正)

第三十三条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
(昭和四十五年法律第三十七号)の一部を次の
ように改正する。

が法人である場合においては、その役員を含む。
第十四条第五項第二号ハにおいて同じ。」

(警備業法の一部改正)

第三十四条 警備業法(昭和四十七年法律第百
十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条
第六号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同条第
八号ただし書中「前各号」の下に「及び第十号」を
加える。

(建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一
部改正)

第三十五条 建設労働者の雇用の改善等に関する
法律(昭和五十一年法律第三十三号)の一部を次
のように改正する。

第十三条第四号イ中「禁錮」を「禁錮」に改め、
同号ハ中「法定代理人」の下に「(法定代理人が法
人であるときは、当該法人又はその役員)を加
える。

第三十二条第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、
同条第五号中「前各号」の下に「又は次号」を加
える。

(貸金業法の一部改正)

第三十六条 貸金業法(昭和五十八年法律第三
十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四号中「氏名」の下に「、商号
又は名称」を加える。

第六条第一項第四号中「禁錮」を「禁錮」に改
め、同項第八号中「法定代理人」の下に「(法定代
理人が法人である場合においては、その役員を
含む。)」を加える。

(浄化槽法の一部改正)

第三十七条 浄化槽法(昭和五十八年法律第四
十三号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第五号中「前各号」の下に
「又は次号」を加える。

第三十六条第二号リ中「チまで」の下に「又は
ヌ」を加える。
(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣

労働者の保護等に関する法律の一部改正)
第三十八条 労働者派遣事業の適正な運営の確保
及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六
十年法律第八十八号)の一部を次のように改正
する。

第六条第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条
第九号中「前各号」の下に「又は次号」を加える。
(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣
労働者の保護等に関する法律の一部改正に伴う
調整規定)

第三十九条 施行日が労働者派遣事業の適正な運
営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に
関する法律等の一部を改正する法律(平成二十
三年法律第 号)の施行の日前である場合
には、前条(見出しを含む。)中「労働者派遣事業
の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等」に
関する法律とあるのは「労働者派遣事業の適正
な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備
等に関する法律」と、「同条第九号」とあるのは
「同条第五号」とする。

(鉄道事業法の一部改正)

第四十条 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九
十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条
第四号中「前三号」の下に「又は次号」を加える。
(港湾労働法の一部改正)

第四十一条 港湾労働法(昭和六十三年法律第
四十号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同
条第五号中「前各号」の下に「又は次号」を加
える。

(遊漁船業の適正化に関する法律の一部改正)

第四十二条 遊漁船業の適正化に関する法律(昭
和六十三年法律第九十九号)の一部を次のよう
に改正する。

第四条第一項第四号中「住所」の下に「(法定代
理人が法人である場合にあつては、その名称、
住所並びにその代表者及び役員の氏名)」を加
える。

第六条第一項第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第六号中「前各号」の下に「又は次号」を加える。

(貨物自動車運送事業法の一部改正)

第四十三条 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第五号第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第三号中「前二号」の下に「又は次号」を加える。

(保険業法の一部改正)

第四十四条 保険業法(平成七年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第二百七十九条第一項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第八号中「前各号」の下に「又は次号」を加える。

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正)

第四十五条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第五十六条の七第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第七号中「法定代理人」の下に「(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)」を加える。

(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の一部改正)

第四十六条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第四号中「住所」の下に「(法定代理人が法人である場合においては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名)」を加える。

第二十四条第一項第五号中「前各号」の下に「又は次号」を加える。

(マシンの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正)

第四十七条 マシンの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項第四号中「住所」の下に「(法定代理人が法人である場合においては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名)」を加える。

第四十七号第七号及び第八十二号第六号中「法定代理人」の下に「(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)」を加える。

(高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正)

第四十八条 高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を次のように改正する。

第六号第一項第四号中「住所」の下に「(法定代理人が法人である場合においては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名)」を加える。

第八号第一項第六号中「法定代理人」の下に「(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)」を加える。

(自動車運送代行業の業務の適正化に関する法律の一部改正)

第五十条 自動車運送代行業の業務の適正化に関する法律(平成十三年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第三号第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第五号ただし書中「前各号」の下に「及び第八号」を加える。

(使用済自動車の再資源化等に関する法律の一部改正)

第五十一条 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第四十三号第一項第四号中「住所」の下に「(法定代理人が法人である場合においては、その名称及び住所並びにその代表者及び役員の氏名)」を加える。

第四十五号第一項第六号中「法定代理人」の下に「(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)」を加える。

第六十一号第一項第四号中「住所」の下に「(法定代理人が法人である場合においては、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所。第六十八号第一項第五号において同じ。)」を加える。

第六十二号第一項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号中「法定代理人」の下に「(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)」を加える。

(インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部改正)

第五十二条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成十五年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第八号第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第五号中「及び」を「並びに」に改め、「前各号」の下に「及び次号」を加える。

(人事訴訟法の一部改正)

第五十三条 人事訴訟法(平成十五年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第三十二号第一項及び第四項中「その他」を「その他の」に改める。

(破産法の一部改正)

第五十四条 破産法の一部を次のように改正する。

第六十一条第二項中「管理権の喪失の宣告」を「管理権喪失の審判」に改める。

(競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部改正)

第五十五条 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十号第三号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第六号中「前各号」の下に「又は次号」を加える。

(探偵業の業務の適正化に関する法律の一部改正)

第五十六条 探偵業の業務の適正化に関する法律(平成十八年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第三号第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第五号中「前各号」の下に「又は次号」を加える。

(賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律の一部改正)

第五十七条 賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律の一部を次のように改正する。

第四号第一項第四号中「氏名」の下に「(法定代理人が法人である場合においては、その商号又は名称及びその役員の氏名)」を加える。

第六号第一項第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第八号中「法定代理人」の下に「(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)」を加える。

平成二十三年五月二十三日印刷

平成二十三年五月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

C